

第2期浅口市地域福祉計画

令和7年3月

浅 口 市



はじめに

少子高齢化の一層の進行や、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢は大きく変化しています。さらには子どもや高齢者への虐待、ひきこもり、生活困窮者の増加、ヤングケアラーなど、地域の福祉課題は複雑・多様化する中、市民の皆様や地域・団体等と連携しながら地域福祉の推進に努めてまいりました。

このたび策定した「第2期浅口市地域福祉計画」においては、このような、本市の地域福祉をめぐる現状と課題を踏まえ、第1期計画の基本理念「ふれあい 支えあい いっまでも安心して暮らせるまち」を基本理念として継承し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して、健康で心豊かに暮らせるよう、地域の絆を深め、未来へつながる持続可能な「地域共生社会の実現」に向けたまちづくりを進めてまいります。

引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、様々な観点から熱心にご審議いただきました地域福祉計画策定委員会の委員皆様をはじめ、アンケートやワークショップを通じて貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの市民の皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和7年3月

浅口市長 栗山 康彦

目 次

第1章 地域福祉計画について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 地域福祉推進の視点	5
4 計画の期間	5
5 SDGs への取組	6
第2章 地域の課題と対応の方向	7
1 地域福祉をめぐる主要な課題	7
2 課題に対応する地域づくり	8
第3章 計画の基本目標と施策の体系	9
1 基本理念	9
2 3つの基本目標	10
3 施策の体系	11
4 地域福祉圏域	11
第4章 施策の展開	12
1 地域を支える人づくり	12
(1) 地域福祉の意識向上	12
(2) 担い手の育成	14
(3) 地域福祉関係団体との連携の強化	17
2 人に優しいまちづくり	20
(1) 相談体制の充実	20
(2) 情報提供の充実	23
(3) 福祉サービスの充実	26
(4) 福祉基盤の充実	29
(5) 健康づくり・介護予防の充実	31
3 安心・人権擁護のまちづくり	34
(1) 緊急時の支援の充実	34
(2) 権利擁護の推進	37
(3) 安全・安心な地域づくり	40
第5章 計画推進のために	44
1 協働体制の確立	44
(1) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進	44
(2) 地域住民の役割	44
(3) 社会福祉協議会の役割	44

(4) 行政の役割	44
(5) 社会福祉法人の役割	44
(6) 民生委員・児童委員の役割	44
2 計画の広報	45
3 計画の点検・評価	45
資料編	46
1 市の現状	46
2 地区別人口の動向	51
3 市民のニーズ	52
4 市民ワークショップ	65
5 現行計画の点検	70
6 社会福祉法	72
7 浅口市地域福祉計画策定委員会条例	74
8 浅口市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	75

第1章 地域福祉計画について

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や単身世帯の増加、ひきこもりなどによる社会的孤立などの影響により、これまでの状況とは変わって、人々が暮らしていくうえでの新しい課題が生まれています。さらに、同じ世帯において高齢の親を介護しながら子育てすることもあるなど、様々な分野の課題が絡み合い、より複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来の様々な活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

一方、これまでの社会福祉制度は、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、それぞれの分野にわかれているため、「縦割り」的な側面が多く、例えば、「高齢で障害がある」など分野をまたがる場合やどの制度も対象とならない場合、支援を必要とする人が自ら相談に行けず、地域の中で孤立しがちな場合にはあまり適切に機能しないなどの弱点が指摘されていました。

また、「支援する側」と「支援される側」というような分け方も存在していました。しかし、地域社会においては、「支援しながら支援される」「支援されながら支援する」ということも実際に起こりえます。具体的には子育てをしながらボランティア活動に参加している方や高齢であっても地域のお手伝いをする方もあります。同じ悩みを持つ方が対等な立場で話を聞き合い、共感し仲間同士で支え合うなども想定されます。

こうした中、地域の中で孤立することなく一個人が尊重され、常に地域や人とつながっている、安心できる生活を送ることを目指した地域社会を実現するためには、地域における人と人のつながりを再構築することが求められます。

また、個人や世帯の困りごとを受け止め、包括的に支援していくことが必要とされています。

このため、平成30年には、社会福祉法が介護保険法などとともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域の資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

また、「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の一部改正では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施して、「断らない包括的な支援体制」を構築可能にすることが求められています。



厚生労働省 HP

2 計画策定の背景

私たちの暮らしは、生活環境も整い、あらゆるモノや情報が容易に手に入る豊かな時代へ変化してきましたが、その豊かさは、個人の価値観やライフスタイル※の多様化をもたらしています。また、全国的に人口減少、少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が進行するとともに、地域や家族のつながりが希薄になりつつあります。

このような地域社会の変容等により、不安やストレス、ひきこもり、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待などの生活上の諸課題が複雑多様化しています。他方、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、社会福祉を通じた新たなコミュニティ※形成の動きも現れてきています。

個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づきつつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民のつながりが不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要であり、その理解と参画の必要性について各方面で啓発されています。

東日本大震災をはじめ、各地で起きた大震災や豪雨災害では、あらためて地域コミュニティの必要性が再認識され、今後、地域福祉を進めていく上で、日常からのつながりや災害時における避難行動要支援者への支援体制の再構築も求められています。

社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域の魅力を向上させ、活性化させるものとして積極的な視点でとらえる考え方が必要です。

※ライフスタイル：ある社会においての成員が共通して成り立っているような生活の送り方のこと。

※コミュニティ：人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

(1) 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に基づき、地域の様々な課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

さらに、国の動向を踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進する「地方再犯防止推進計画」を含むものとします。

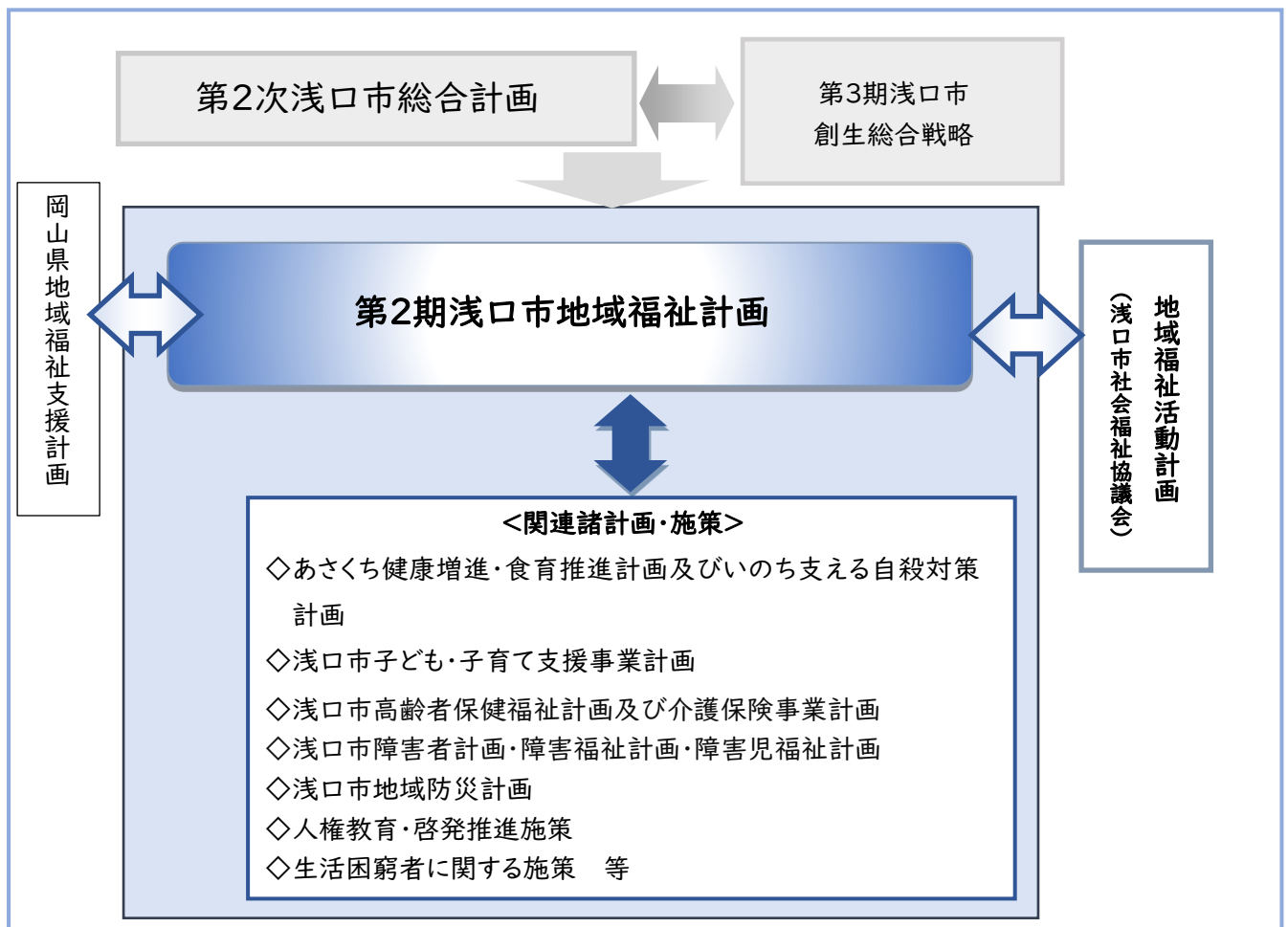
(2) 他計画との関係性

「社会福祉法」第107条は、地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととしています。

つまり、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けられ、各福祉の「個別計画」に基づく個別支援が、同じ方向に進むように、支援が共通の方向で連続して提供されるようまとめ、束ねる役割を担っています。

また、本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第2次浅口市総合計画」に掲げる福祉分野の各施策を推進するための基本計画としても位置づけられます。

【各計画の関係】

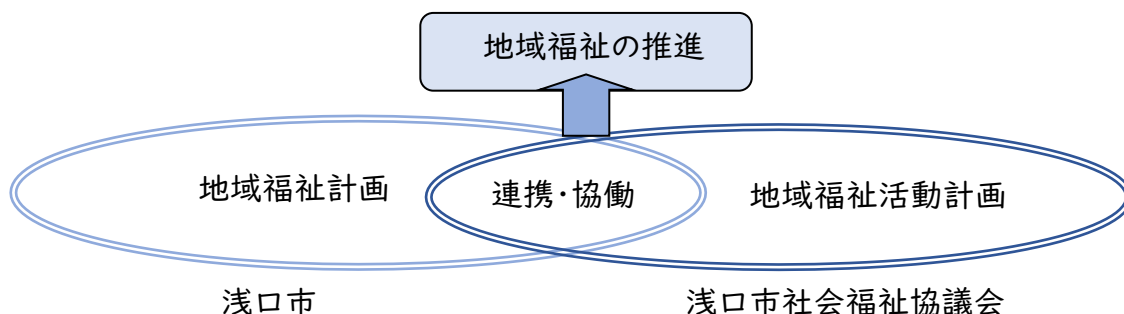


(3) 市と社会福祉協議会の連携・協働

市と社会福祉協議会はお互いを地域福祉推進の重要なパートナーとして、補強、補完し合う密接な関係のもと、一体的に地域福祉を推進しています。

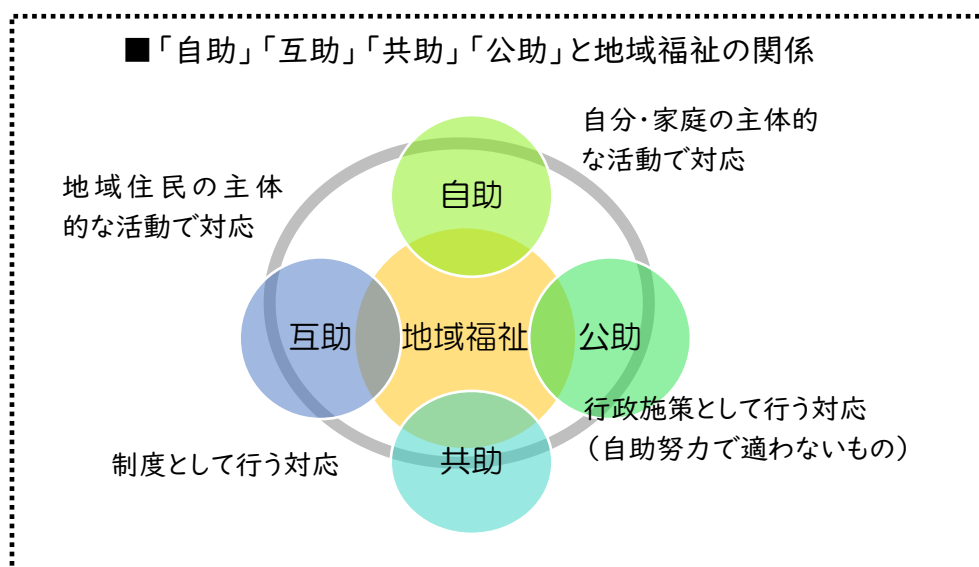
地域の現状と問題点を把握し、社会福祉協議会、地域住民、福祉関係団体、福祉事業者等と浅口市の協働による地域福祉活動を一層進める計画とします。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係】



(4) 自助、互助、共助、公助と地域福祉の関係

地域福祉を推進するためには、住民、関係機関、市・社会福祉協議会等がそれぞれ、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割を果たし、互いに力を合わせる必要があります。



○自助：個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）

○互助：地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）や民間非営利活動・事業、ボランティア、住民活動、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で助け合う）

○共助：介護保険などの制度化された相互扶助（保険者と被保険者のような制度的な助け合い）

○公助：公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がする）

3 地域福祉推進の視点

地域福祉推進の視点としては、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」ことが大切であり、具体的には、次の点があげられます。

(1) 住民参加の必要性

地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提であり、アンケートやワークショップ等を通じて地域住民の参加を確保することが本地域福祉計画の特徴です。

(2) とともに生きる社会づくり

地域福祉の推進は、多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。

(3) 男女共同参画

地域活動の場において、性別や年齢等にかかわらず方針・意思決定の場へ参画するとともに、男女双方の意思が適切に反映されることが必要です。

(4) 福祉文化の創造

地域住民自らが主体的にかかわり地域福祉を推進することが、それぞれの地域に個性ある福祉文化を創造していくことにつながります。

4 計画の期間

第2期浅口市地域福祉計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6か年とします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

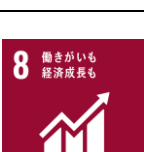
	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
本計画						

5 SDGs への取組

SDGs（エスディージーズ）とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGs は、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、市では、地域福祉計画の各分野において、SDGs の目標指標を意識して、自治体レベルで SDGs の理念と目標を支えることとしていきます。

本計画と関係の深いゴールをここに掲げます。

	目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		

第2章 地域の課題と対応の方向

Ⅰ 地域福祉をめぐる主要な課題

(1) 担い手づくり

地域福祉活動を進めるためには、「人」の力が不可欠です。町内会の活動やボランティア活動もすべて「人」で支えられています。しかし、地域福祉活動を進めていく上では担い手の不足、人材の不足という声が聞かれており、新たな活動者の発掘、若者の参画が求められています。

地域福祉活動に関わる人材の発掘においては、その活動に関心をもってもらうための仕掛けを工夫することや、情報の提供、人と人、人と場を的確に結ぶために、ちょっとした困りごとの受け止めや橋渡し、仲間づくりなどができる人の育成が求められています。

(2) つながりづくり

多様な人たちや世代間をこえた人たちとの出会いや交流の機会が少ないといわれています。地域福祉活動においては、住民同士のつながり、孤立しがちな人への支援、組織間や関係者間の連携、近隣での助け合い、子どもの成長に対する支援などの「つながりづくり」が期待されています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛で「つながり」のあり方が大きく変わりました。これらをカバーできる地域福祉活動の支援体制も求められています。

(3) 集える「場」づくり

生活をしている身近な地域で外へ出るきっかけとして「場」は重要な役割を果たしています。安心して過ごせる「居心地の良い場」、生きがいを求める「活動の場」、ちょっとした困りごとの相談や、周りの人と交流できる「相談、仲間づくりの場」、近隣関係を築く「コミュニティづくりの場」など様々な地域で進めていくことが大切だと思います。

実際に、市内でもそうした「場」は見られています。地域のサロン活動なども活用しながら、多くの「場」づくりをはじめ、子育てサークルの形成支援などで、お互いの子育ての経験交流なども進める必要があります。

ここでいう「場」とは施設などのハード面だけでなく、人と人とのつながりや心のよりどころとなるソフト面の意味合いも含まれます。

(4) 情報の共有

人と人、人と場がつながるためには、情報が必要です。地域福祉活動に関係する情報の提供と共有を継続的に行い、意識の啓発につなげることが必要です。

また、情報格差が生まれないように、あらゆる世代の人に向けていろいろな手段を用いて的確に情報を伝える工夫をしていかなければなりません。今後は、デジタルの活用も求められます。

子どもたちが、自分が住む地域のことについて考える機会の提供や、情報にうまくアクセスできず、情報にたどりつけない人への支援、集う場などに参加しにくい人もつながりがもて

る仕組みとツールづくりが求められます。

(5) 地域生活の支援

人々が、いつまでも暮らし続けていける地域社会をつくるためには、身近な地域での相談、日常生活の支援、災害時の支援など、互いに支え合える関係づくりが必要です。

また、自動車がないと日常生活が難しい地域において、高齢になって運転ができなくなったら移動手段がない、買い物や通院のことを考えたら暮らし続けることができなくなるという不安もあります。

住民一人ひとりが、様々な問題を他人事ではなく「我が事」としてとらえ、「丸ごと」受け止めることができる共に生きる地域社会をどうつくっていくのかが求められています。

2 課題に対応する地域づくり

新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンでは、高齢化の中で人口減少が進行し、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、福祉の提供において、「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立てに加えて、資源開発し、総合的な支援が提供され、誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり」を行う新しい地域包括支援体制を構築するとともに、新しい支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保等）を行い、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す必要があるとの旨が示されました。

すなわち、「子ども・高齢者・障害のある人など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められています。

第3章 計画の基本目標と施策の体系

Ⅰ 基本理念

第2次浅口市総合計画の目指す福祉分野の基本目標として『だれもが健やかに暮らし支え合う地域づくり』が掲げられており、高齢者や障害のある人、子育て世帯に関する公的な支援の充実とともに、地域における支え合いの実現に向けて、自助（個人や家族）・互助（地域社会における相互扶助）・共助（制度化された相互扶助）・公助（行政）がそれぞれ担うべき役割を明確にし、地域が一丸となって様々な課題解決に取り組んでいくための仕組みづくりを進めるとしています。

地域福祉計画は、第2次浅口市総合計画が掲げるまちづくりの方針やまちの将来像を実現するための一翼を担うものであり、福祉が必要な人に福祉を届けるといった役割だけでなく、地域で誰もが支え合って暮らしていけるという、まちそのものの魅力を向上させる役割をもっていることを認識して、総合計画が掲げるまちづくりの指針に沿って、住民、関係機関・団体、サービス事業者、行政等が一体となって地域福祉を推進していきます。

本計画では、この指針により市民一人ひとりが地域の中での自分の役割を果たし、支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心してやすらぎのある生活を生涯にわたって続けていけるように、計画の基本理念は、前計画の基本理念を継承して次のとおりとします。

基本理念



全ての人の人権が尊重され、いきいきとした生活を送ることができるよう、住民や地域、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、「我が事」のように、「丸ごと」つながり合える地域をともに力を合わせてつくる「地域共生社会」の実現を目指します。

2 3つの基本目標

基本理念「ふれあい 支えあい いつまでも安心して暮らせるまち」の実現を目指して本計画の基本目標を次のとおり設定します。

基本目標1 地域を支える人づくり

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。日頃から、支え、支えられる関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上と地域活動を担う人材の育成を図ります。

また、社会福祉協議会などの団体と連携強化を図り、すべての市民が、相手のことを考えて支え合い、心豊かに過ごせるまちづくりを目指します。

基本目標2 人に優しいまちづくり

地域での自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適時・適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質な福祉サービス提供体制の整備を図ります。

地域を支える仕組みづくりとして、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、重層的なネットワークを構築していくことが必要です。相談支援を通じて包括的・継続的支援を図りつつ、分野ごとの取組とともに分野横断的な連携を図っていきます。

基本目標3 安心・人権擁護のまちづくり

日常の地域福祉活動のなかで、高齢者、障害のある人、乳幼児等生活上の配慮が必要な人を把握し、災害時にどんなサポートが必要なのか、誰が中心となってサポートできるかなどを地域の人みんなで考え、情報共有し、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において支援を要する人への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、近年増加している特殊詐欺等の犯罪や、バリアフリー化等の施設整備などにも取り組みます。

市民一人ひとりの思いやりを行動につなげ、みんなで支え合う安心のまちづくりを進めます。

3 施策の体系

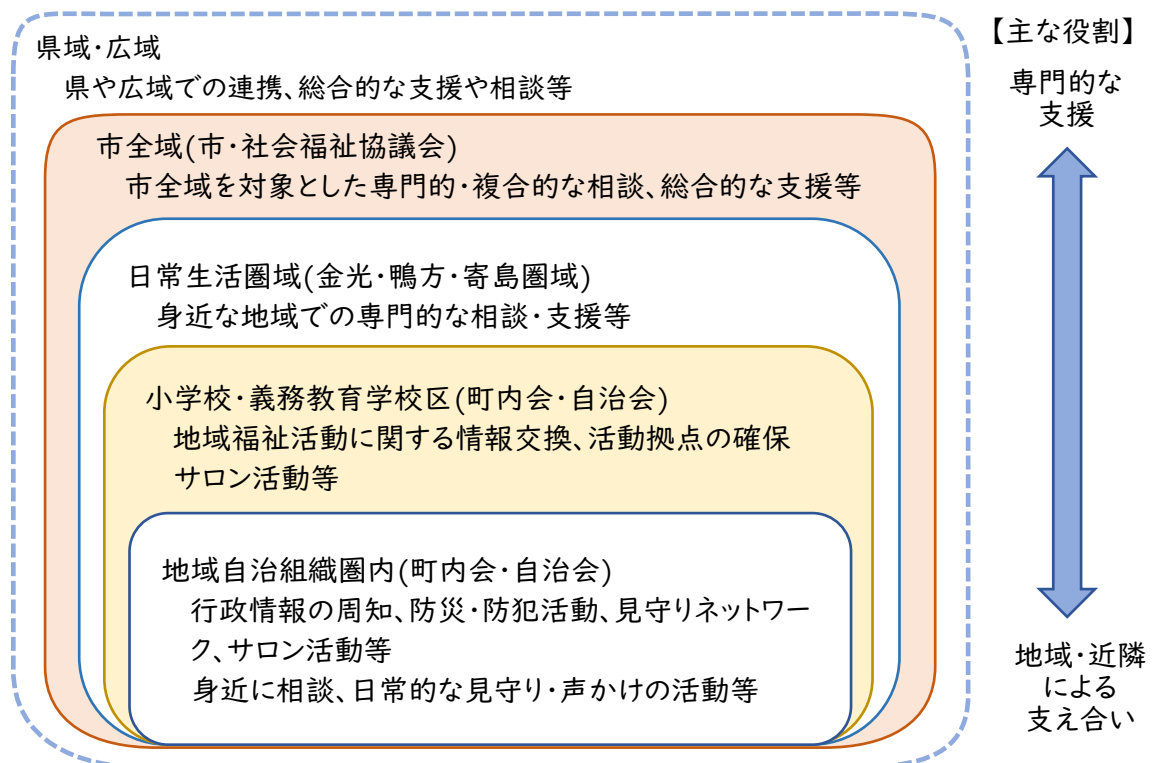
基本目標の実現を目指した施策の体系を次のとおり設定します。

基本理念	基本目標	施 策
ふれあい 支えあい いつまでも 安心して暮らせるまち	1 地域を支える人づくり	(1) 地域福祉の意識向上
		(2) 担い手の育成
		(3) 地域福祉関係団体との連携の強化
	2 人に優しいまちづくり	(1) 相談体制の充実
		(2) 情報提供の充実
		(3) 福祉サービスの充実
		(4) 福祉基盤の充実
		(5) 健康づくり・介護予防の充実
	3 安心・人権擁護のまちづくり	(1) 緊急時の支援の充実
		(2) 権利擁護の推進
		(3) 安全・安心な地域づくり 【再犯防止推進計画】を含む

4 地域福祉圏域

本市の地域福祉圏域についての考え方は次のとおりです。

【圏域のイメージ】



第4章 施策の展開

Ⅰ 地域を支える人づくり

急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。地域の住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努める必要があります。

(Ⅰ) 地域福祉の意識向上

■ □ 現状と課題 □ ■

市ではこれまで広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発活動を行うとともに、学校教育での福祉教育に取り組んできました。

社会福祉協議会においても、社協だよりやパンフレット等による啓発とともに、各種交流事業やイベントなどに取り組んでいます。

地域福祉の意識向上には、常にそのことを意識し、様々な機会に確認していくことが大切です。

■ □ 施策の基本方向 □ ■

地域福祉を推進していくためには、すべての市民が「ともに暮らし、ともに生きる社会こそ正常である」というノーマライゼーション※の理念を理解することが重要です。

また、福祉はすべての人に関わる問題でもあり、誰もがライフステージ※のいずれかの段階で福祉サービスを必要とするものの認識を深めていくことも必要です。

今後とも、市民が協力してみんなで支え合うまちづくりを進めていくために、市民一人ひとりの助け合いの意識を育んでいくことが求められます。

※ノーマライゼーション：障害のある人や高齢者などの社会的弱者を特別視せず、誰もが同等に生活できる社会を目指す考え方。

※ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

■□今後の取組□■

No	項 目	内 容
①	地域コミュニティの活性化と自助意識や共助意識の高揚	◆協働のまちづくりを基本として、地域のつながり強化のため地域コミュニティの活性化を図ります。この地域コミュニティの活性化を通して市民が相互の支え合いによって助け合う自助意識や共助意識の高揚を目指します。
②	家庭での福祉教育	◆家庭での福祉教育が行われるよう、親を対象とした地域福祉に関する講座等の実施に努めます。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。
③	福祉教育の推進	◆小・中学生を対象にした福祉施設での福祉体験や乳幼児とのふれあい体験を推進するとともに、市民を対象とした体験講座や理解促進事業を実施し、福祉教育の推進に努めます。
④	ボランティア協力校の指定	◆社協で市内小中学校をボランティア協力校に指定し、毎年職員が学校に出向いて、車椅子体験や高齢者疑似体験を行います。また、デイサービスや施設に生徒が訪問し、高齢者との交流を図ります。 ◆ボランティアの高齢化に対応し、後継者の育成に努めます。
⑤	地域福祉に関する学習機会の促進	◆生涯学習活動としても、社会教育部門や社会福祉協議会等と連携しながら、地域福祉活動に関する講座を充実し、福祉教育を進めます。 ◆地域においては人権学習や世代間交流事業、ワークショップなどを積極的に取り入れるなど、地域福祉に関する学習機会の促進に努めます。

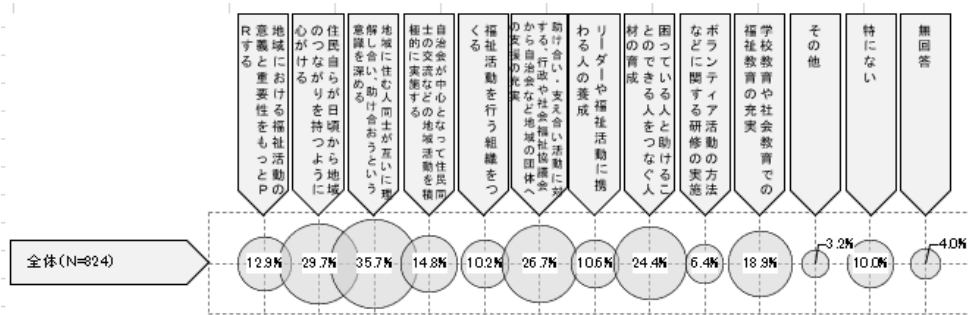
一人ひとりができること (自助)	○地域の行事等に積極的に参加し、地域のことを知るよう努めます。 ○市などから提供される、地域福祉、人権問題、男女共同参画などに関する情報や学習機会を積極的に活用するよう努めます。 ○家庭の中においても、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを育みます。
地域でできること (互助・共助)	○住民同士の交流のための、行事の開催に参加します。 ○地域での地域福祉、人権などに関わる自主的な学習機会づくりに努めます。
市が取り組むこと (公助)	○協働のまちづくりを基本とした事業を行い、まちづくりの強化に努めます。 ○地域福祉、人権問題、男女共同参画などに関わる情報提供や教育の機会を充実します。

(2) 担い手の育成

これまで本市では社会福祉協議会を中心に各種ボランティア活動や研修会の開催、福祉学習の推進などに取り組んできました。

市内では、児童や高齢者、障害のある人などを対象に、ボランティア団体・NPO団体等が活動しており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。

市民アンケートでは、地域における支え合い、助け合い活動を活発化することが重要になってきますが、そのためには、どのようなことが必要だと思いますか。という問いに、「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深める」が35.7%と最も高く、次いで、「住民自らが日頃から地域のつながりを持つように心がける」(29.7%)、「助け合い・支え合い活動に対する、行政や社会福祉協議会から自治会など地域の団体への支援の充実」(26.7%)、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材の育成」(24.4%)、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」(18.9%)等となっています。



また、民生委員・児童委員の活動も地域福祉の充実に大きな役割を担っており、今後一層の活動の充実にに向けた支援の充実が期待されています。

今後は、これまで続けてきた活動を継続し、内容の一層の充実を図るために、ボランティア・NPO活動、民生委員・児童委員・福祉委員活動に参加しやすい環境づくりが重要となっています。

■ □ 施策の基本方向 □ ■

ボランティアやNPOなどの個人や団体が活発に社会活動に貢献する時代となっています。市民のニーズが多様化している中、様々な福祉サービスの提供について、地域住民・ボランティア・事業者・行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を分担して地域社会を支えていくことが求められています。

特に、市民のボランティアへの参加意識は、各種アンケート調査から潜在的に高いことがうかがえますが、周知徹底を図り、市民の地域活動への意欲が実のあるものへと結びつけられるような環境づくりが必要です。

さらに、地域住民の身近な相談相手として、また、行政と地域住民のパイプ役として、民生委員・児童委員・福祉委員も大切な役割を担っています。各委員は一定の地域を担当地域として活動していることと同時に自らも地域の一員であり、市民の一番身近なところで、市民の立場に立った活動を行っています。

また、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、様々な分野の学習や講座の実施を検討します。

これらを踏まえ、ボランティア活動・市民活動・NPO活動の推進を図っていきます。

■ □ 今後の取組 □ ■

No	項 目	内 容
①	ボランティア団体やNPO団体等の活動支援	◆ボランティア団体やNPO団体等の活動支援を行います。また、地域福祉の担い手を養成しつつ、地域で求められる具体的なニーズを把握し、支援に結びつける体制の確立に努めます。 ◆後継者の育成に努めます。
②	ボランティア活動・NPO活動の啓発	◆市の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、市民にボランティア活動・NPO活動を啓発するとともに社会貢献への理解を働きかけます。

No	項 目	内 容
③	ボランティアの資質向上	◆ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援するとともに、各ボランティア団体の交流、情報の提供機会を増やし、共有化を図ります。
④	青少年のボランティア活動への参加促進	◆地域において青少年が様々なボランティア体験をすることにより、相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身につけるとともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、青少年のボランティア活動への参加を促進します。 ◆参加者が主体となり、イベントの企画・立案を行い、実現することで、様々な力を培えるようにします。
⑤	民生委員・児童委員の活動充実	◆民生委員・児童委員の活動充実のために、出席しやすい研修会や講習会などを開催し、情報提供をすることで、資質の向上と活動の促進を図ります。また、地域福祉の推進のために、多岐にわたる各委員の活動が、地域で「つながる」よう配慮します。さらに、各委員の世代交代等が円滑にできるような仕組みづくりに努めます。
⑥	当事者団体等の設立及び育成支援	◆当事者団体に取り組んでいる親睦・交流事業を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の設立及び育成を支援します。
⑦	団体間の円滑な連携	◆既存の福祉団体、各種団体の自主性・自立性を尊重しつつ、積極的な活動展開を支援するとともに、団体間の円滑な連携を促します。
⑧	活動場所の提供等の支援	◆社会福祉協議会では、手話通訳者の養成や視覚障害のある人のための音訳ボランティアの活動を支援し、広報紙の音訳や学校への出前講座等で活動場所の提供等の支援を推進します。
⑨	地域に応じた地域福祉活動	◆社会福祉協議会において地区担当職員を充実させるためには、人材の確保が必要であり、市として積極的に支援していきます。その上で、小地域の実態把握及び当該地域に応じた地域福祉活動を地域住民とともに図っていきます。

■ □ 行動の指針 □ ■

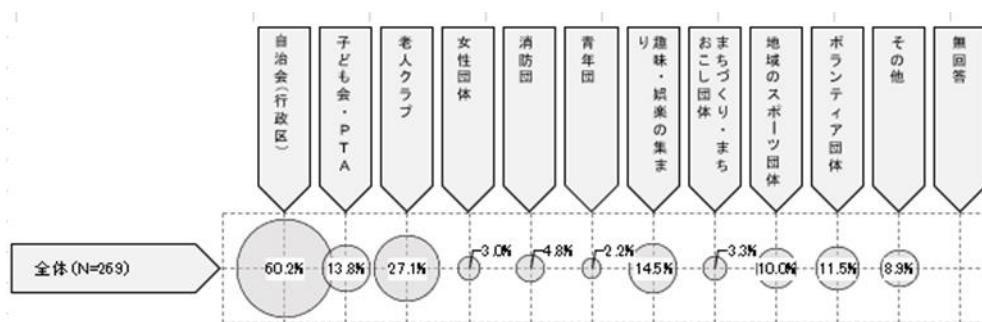
一人ひとりができること (自助)	○身の回りで活動する様々なボランティア・NPO組織の活動内容について日頃から関心を持つとともに、活動への理解を深めます。 ○支援が必要な人や家族は、民生委員・福祉委員等に相談したり、サービスを利用します。
地域でできること (互助・共助)	○地域としてボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。 ○民間事業者や施設とボランティア活動との連携を図ります。
市が取り組むこと (公助)	○社会福祉協議会と連携し、様々な機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動への理解を深めます。 ○災害時など新たなボランティア活動やNPO団体の発掘・支援等に努めます。

(3) 地域福祉関係団体との連携の強化

■ □ 現状と課題 □ ■

社会福祉協議会は、福祉サービスの提供だけでなく、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っています。また、民生委員・児童委員・福祉委員や町内会の役員などは地区での福祉活動の一翼を担っています。今後は、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員・福祉委員、町内会などコミュニティ団体や各種福祉団体、ボランティア団体・NPO団体等との連携を強化し、市域の地域福祉活動の活発化に向けた取組を進めていく必要があります。

市民アンケートでは、地域活動をしている方がどのような団体に参画しているかについては、「自治会(行政区)」が60.2%と最も高く、次いで、「老人クラブ」(27.1%)、「趣味・娯楽の集まり」(14.5%)、「子ども会・PTA」(13.8%)、「ボランティア団体」(11.5%)、「地域のスポーツ団体」(10.0%)等となっています。



■□施策の基本方向□■

地域では、人口減少や若者の流出などにより、新たな会員の確保が難しいなど、団体によっては十分な活動ができていない状況もみられます。

これら地域福祉を推進していく上で重要な役割を担う各種団体等については、今後も活発な活動の展開が期待されることから、関係機関が協力して活動への支援を充実していくことが求められています。

これらを踏まえ、地域福祉関係団体との連携を強化する取組を実施していきます。

■□今後の取組□■

No	項 目	内 容
①	地域課題が解決できる組織体制の構築	◆高齢者、障害のある人、子ども、子育て中の家庭やダブルケア※など、問題を抱える地域課題が解決できる組織体制の構築を目指し、サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員・福祉委員等との連携を深める機会を提供し、地域の人材との協力体制を充実します。
②	社会福祉協議会との連携	◆市民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進上の中心的な組織として位置づけ、理事会、評議員会の機能充実、事務局職員の資質向上などの取組を進め、それに対する連携強化や事業運営などに対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。
③	住民活動団体の活動支援	◆多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、行政と協働して地域福祉を推進する仕組みとして、NPO法人をはじめとする住民活動団体についても活動支援を推進するとともに、情報提供に努めていきます。 ◆地域で活動する団体を支援するための仕組みを構築していきます。

※ダブルケア：育児と介護を同時に抱える状況を指す。

■ □ 行動の指針 □ ■

一人ひとりができること (自助)	○行政区や各種団体への理解を深め、積極的に情報の収集に努め、参加を呼び掛けるとともに活動に参加します。
地域でできること (互助・共助)	○活動内容の充実や情報発信による会員の増加に努めるとともに、社会福祉協議会等が実施する研修に参加します。
市が取り組むこと (公助)	○市の広報紙・ホームページや窓口等で行政区や各種団体の広報・啓発を行い、市民の理解を求めるとともに、参加促進を図ります。 ○社会福祉協議会との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進します。

2 人に優しいまちづくり

高齢者福祉や障害者福祉、子育て・児童福祉等の各分野において、利用者がサービスを選択・決定する仕組みが整えられていますが、必要なサービスを選択するための情報を得ることなどが難しいという状況もみられ、必要な人に必要なサービスが行き届くようにしていくことが必要です。

様々な情報がインターネット等で誰でも入手できる状況にある一方で、量も種類も多いことから、「困りごと」や「生活しづらさ」に直面している人にとって、本当に必要な地域情報や保健福祉情報が届くよう、その人の状況に応じた情報提供や相談支援が求められています。

孤立を防ぎ、困ったときにお互いに支え合える関係を築くためには、お互いの状況を理解し、住民同士が日頃から交流を深めることが求められます。そのためには、その人が抱えている困難に対する正しい理解が進むことが必要です。

近年は社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加しており、健康づくりに注目が集まっています。

市では、介護予防の実施等により、高齢者の自立支援を図っていますが、困難を抱える方も含めたすべての市民が、生涯にわたって健康に、地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加の場をさらに充実していくことが必要です。

(1) 相談体制の充実

■ □ 現状と課題 □ ■

地域には、高齢者、障害のある人、子育て中の家庭、生活困窮者など、様々な福祉サービスを必要とする人が存在し、特に、複数の問題を抱える人や、相談したい内容が不明確な人、虐待に関する問題がある人、従来の対象者別の福祉サービスの狭間となる人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

市では、担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会、子育て支援センター等の機関で相談を行っているほか、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として相談支援事業も実施しています。

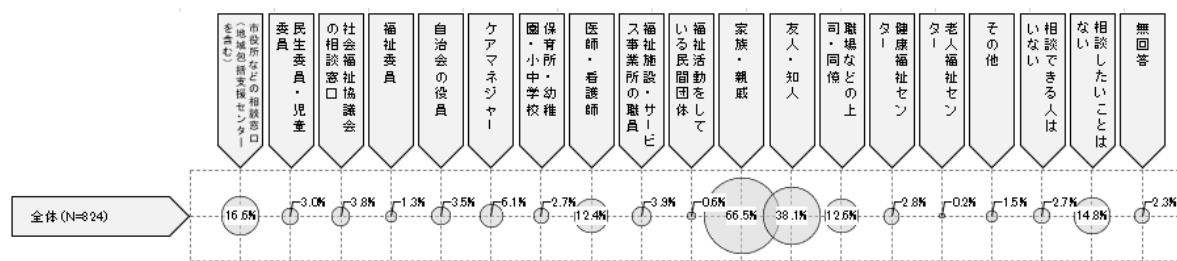
社会福祉協議会では、各種相談事業を実施し、福祉に関する悩みごとや日常生活での心配ごとなど様々な相談に対応しています。

地域では、民生委員・児童委員・福祉委員などが福祉制度や日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。

これらを踏まえ、関係機関や地域の民生委員・児童委員・福祉委員との情報交換など連携を強化するとともに、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の強化やワンストップ※で相談に対応できる体制を検討していく必要があります。

※ワンストップ：ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと。

市民アンケートでは、日々の生活で困ったことがある時、どこ（誰）に相談しているかについては、「家族・親戚」が 66.5%と最も高く、次いで、「友人・知人」（38.1%）、「市役所などの相談窓口（地域包括支援センターを含む）」（16.6%）、「職場などの上司・同僚」（12.6%）、「医師・看護師」（12.4%）等となっています。また、「相談したいことはない」は 14.8%となっています。



■ 施策の基本方向 ■

私たちの抱える生活上の課題は多様化・複雑化し、様々な分野にまたがったり、既存の制度の枠内では解決が困難な相談内容が増えています。近年では、個人の問題にとどまらず、家族全体の支援が必要な相談が増えており、世帯「丸ごと」の相談に対応できる包括的な相談支援体制づくりが必要です。

また、専門化する相談内容に対応するためには、専門的な知識豊かな人材の配置とともに、関係機関との連携体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ、相談体制の充実を図っていきます。

■ 今後の取組 ■

No	項目	内容
①	相談への迅速かつ的確な対応	◆市民からの多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、市担当窓口における相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図り、相談窓口業務の一本化を検討し、総合的な相談の充実に努めます。
②	相談体制の充実	◆あらゆる人を対象に、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を行う地域包括支援センター、権利擁護推進センター、六条院東会館等の相談体制を一層充実します。
③	障害についての相談	◆障害についての相談は、障害を問わず、発達障害のある人や難病患者を含め、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。

No	項 目	内 容
④	乳幼児の子育てに関する相談	◆乳幼児の子育てに関する相談については、児童委員の訪問や保健師、助産師による相談、さらには、子育て支援センターの相談体制の充実を図ります。 ◆保健師や助産師などの専門職の人材確保に努めます。
⑤	介護に関する相談	◆本人、家族、組織団体等からの高齢者に関する介護相談には保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員で対応を行います。
⑥	発達障害児の早期発見、早期支援	◆医師、発達相談員、言語聴覚士等により療育相談、発達相談を行い、発達障害児の早期発見、早期支援の充実を図ります。
⑦	社会福祉協議会、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実	◆市民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進し、総合的な相談に対応できるよう連携に努めます。
⑧	各種相談員の資質向上	◆相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上を図り、相談（見守り）活動を充実します。
⑨	民生委員・児童委員の資質向上	◆市民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、市民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。

■ □ 行動の指針 □ ■

一人ひとりができること (自助)	○一人では解決できない問題や悩み、不安などについて、身近にいる人や相談員に相談します。 ○周囲の困っている人や家庭へ日頃から気配りをするようにします。
地域でできること (互助・共助)	○地域の住民や民生委員・児童委員・福祉委員等各種相談員が連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりを目指します。
市が取り組むこと (公助)	○地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。 ○各種団体との連携を強化します。

(2) 情報提供の充実

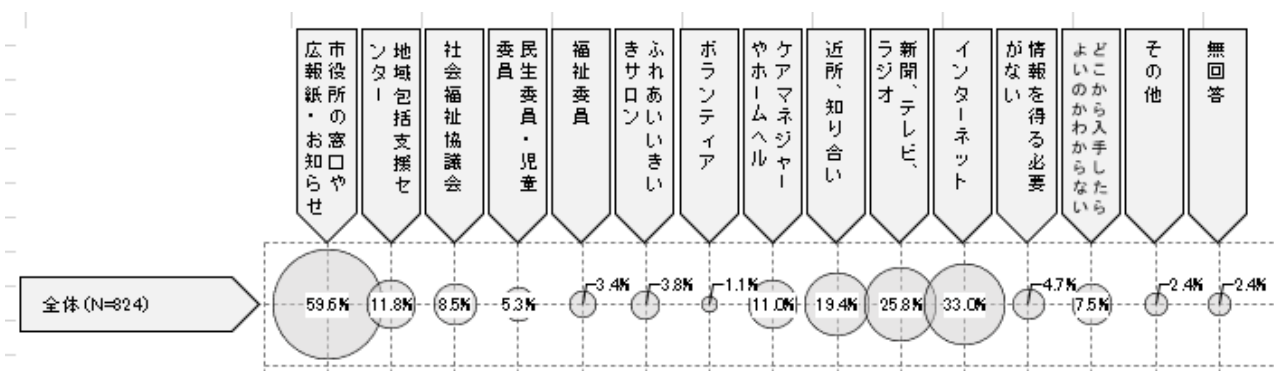
■ □ 現状と課題 □ ■

近年、福祉・保険制度など生活に関係する様々な制度改正等が行われ、これに伴い市や関係機関から提供する情報は増加傾向にあります。そのような中、福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動についての情報などを、誰もが入手でき、一人でも多くの市民が情報を活用できるようにする必要があります。

市では、「広報あさくち」を毎月発行するとともに、ホームページ等による広報等を実施しています。

今後とも、わかりやすい広報紙やホームページでの情報発信に力を入れることはもちろんのこと、ICTを活用して、高齢者や視力・聴力に障害のある人への伝達手段の充実とともに、個人情報保護に配慮しながら、民生委員・児童委員・福祉委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められています。また、令和6年度から遠隔相談窓口サービスを導入し、異なる窓口間の連携に努めています。

市民アンケートでは、主な福祉サービスに関する情報の入手先については、「市役所の窓口や広報紙・お知らせ」が 59.6%と最も高く、次いで、「インターネット」(33.0%)、「新聞、テレビ、ラジオ」(25.8%)、「近所、知り合い」(19.4%)、「地域包括支援センター」(11.8%)、「ケアマネジャーやホームヘルパー」(11.0%)等となっています。

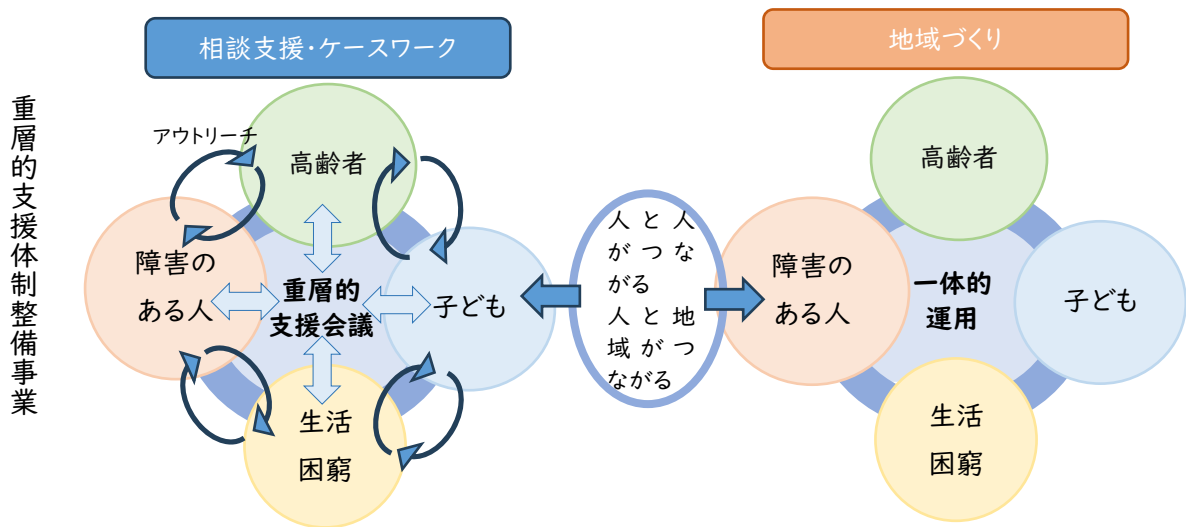


社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業の創設は、これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としています。

重層的支援体制とは、これまでの市における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な体制を構築するもので、既存の取組である相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、参加支援（社会とのつながりや

参加の支援)、地域づくりに向けた支援を支えるものとして、アウトリーチ※等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を市町村の中で一体的に実施するものです。

【重層的支援体制整備事業】概念図



■ □ 施策の基本方向 □ ■

増加傾向にある情報について、工夫を凝らした多様な手法を用いた情報の伝達、デジタルを活用した情報の伝達に加え、民生委員・児童委員・福祉委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが必要となっています。

また、情報の内容については、子どもから高齢者、障害のある人まで、情報を利用する側の視点での工夫が求められています。

■ □ 今後の取組 □ ■

No	項 目	内 容
①	市民のニーズに対応した丁寧な広報活動	◆福祉のまちづくりや福祉施策に関する情報を市民と行政が共有し、相互の理解を深めていくため、情報内容の充実や情報提供の迅速化、双方向化、情報バリアフリー※（視聴覚に障害のある人など情報弱者への配慮）を図りながら、行政からのお知らせ・広報やホームページなどの多様な媒体と手法を活用し、市民のニーズに対応した丁寧な広報活動を充実します。 ◆「声の広報」の存在を、広報紙などで定期的に周知します。

※アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

※バリアフリー：障壁がないこと。

No	項 目	内 容
②	効果的な情報提供	◆特に視覚障害のある人や聴覚障害のある人などに配慮し、福祉情報などを必要とする誰もが適切にその情報を得られるよう、効果的な情報提供の体制充実に努めます。
③	ワンストップの窓口整備	◆子ども・障害のある人・高齢者、それぞれのサービス資源を把握し、異なる窓口間の連携や共通認識を図り、それぞれが地域で生活していくためのサービスについて、情報提供が1か所でできるような窓口の設置に努めます。
④	情報の取扱いのルール化	◆地域の福祉関係者に対して、個人情報の取扱いについて、研修会を実施するとともに、地域の福祉関係者による情報の取扱いについて、当事者を含めて一定のルールを定めていきます。
⑤	すべての人びとのための仕組み	◆困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人びとのための仕組みとします。
⑥	相談と参加支援	◆専門職による対人支援において、生きづらさの背景が明らかでない場合なども含め、すべての人びとを対象に、本人と支援者が継続的に関わるための相談支援を重視します。 住民同士が気かけあう関係性を育むための「地域づくりへの支援」を重視し、支援者による相談支援と両輪で地域のセーフティネット※を充実します。 ◆相談支援とセーフティネットの両輪をつなぐものとして、一人のニーズを基に様々な関係者に働きかけ、本人にとって必要な資源を生み出していく「参加支援」を設けていきます。
⑦	アウトリーチや多機関の協働	◆重層的支援体制整備は、市において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業と位置づけ、そのような体制を支えるためのアウトリーチや多機関協働の機能の強化に努めます。

※セーフティネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

一人ひとりができること (自助)	○市や社会福祉協議会などから提供される各種の情報について、日頃から関心を持ちます。
地域でできること (互助・共助)	○高齢者や障害の特性など情報利用者に配慮した情報提供に努めます。 ○各種ボランティア活動などの相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有化に努めます。
市が取り組むこと (公助)	○全市的な情報提供と重層的支援体制整備の仕組みづくりの確立に努めます。

(3) 福祉サービスの充実

市では、子ども・子育て支援制度に基づき「浅口市子ども・子育て支援事業計画」を定期的に策定し、子育て支援の推進に取り組んでいます。

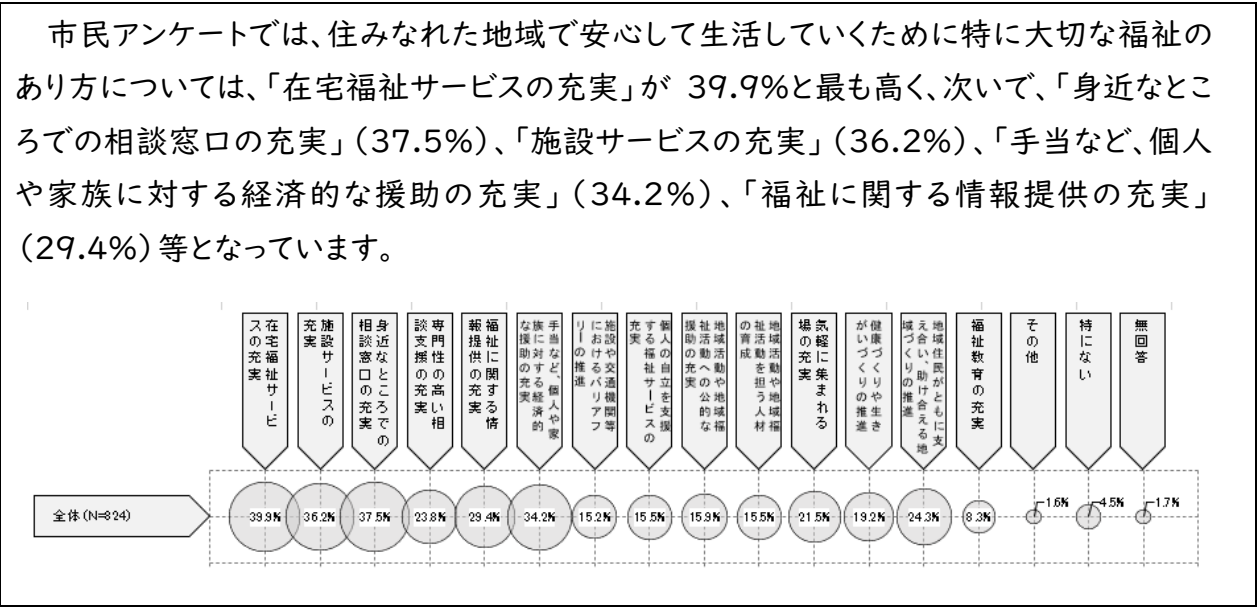
また、令和5年12月22日のこども大綱では、～「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」～「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりを目指すとしています。

高齢者福祉では、老人福祉法、介護保険法などに基づき市が策定する「浅口市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を定期的に見直し、介護保険サービス、高齢者の福祉サービス、生きがいづくり等の推進に取り組んでいます。計画の推進にあたっては、市と地域包括支援センターを中心に、関係部署・機関による緊密な連携のもと、計画を効果的、総合的に推進しています。

障害のある人の自立支援については、「浅口市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を定期的に策定し、自立支援に向けた各種施策を展開しています。

国においては、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等、福祉分野の制度も大きく変化しています。

こうした制度の変革への対応をはじめ、厳しい財政状況、市民ニーズの多様化・複雑化を背景に、各計画に基づく福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。



■ 施策の基本方向 ■

市民が安心して暮らすためには、保健・医療・福祉などの必要な諸サービスが、生活圏域である地域社会に整備され、しかも総合的に利用できるよう、それぞれが連携し、機能していることが必要です。

このためには、市民・地域・事業者・行政が一体となってサービスを生み育て、提供することが不可欠となっています。

これらを踏まえ、充実した福祉サービスの提供に努めていきます。

■ 今後の取組 ■

No	項 目	内 容
①	在宅福祉サービスの充実	◆「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。 ◆生活習慣病などの発症を予防するための予防事業や健康増進に向けた生活習慣の改善などいきいきとした生活のため、健康寿命を長く維持する取組の強化を図っていきます。

No	項 目	内 容
②	サービス事業者の確保	◆安定的な介護サービスの提供のためには、民間事業者による事業が安定して展開されることが必要で、事業者と交流する機会を設けることなどにより、サービスの供給量の安定的確保を図り、地域密着型サービスや地域支援事業についての情報を積極的に提供していきます。
③	サービス事業所情報の発信	◆公的な福祉サービスの関連情報については、媒体に応じて市民に分かりやすい表現やデザインを工夫するとともに、利用者のニーズに応じたサービス事業所情報の発信を行います。
④	サービス事業者の事業参入の促進	◆市民が安心して福祉サービスを受けられるよう、諸制度に基づいた連絡調整を組織的に行うとともに、民間のサービス事業者の事業参入を促進します。 ◆子どもの貧困対策では、民間団体等と連携し、子ども食堂や学習支援などの居場所の拡充に努めます。

■ □ 行動の指針 □ ■

一人ひとりができること (自助)	○福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。 ○福祉サービスの利用に際して、事業者などの情報を有効活用し、一人ひとりが状況に応じたサービス利用に努めます。 ○利用するサービスについて、行政や事業所に意見や要望を積極的に伝えます。
地域でできること (互助・共助)	○各種福祉計画や福祉サービスの内容等についての学習機会の場づくりに努めます。 ○各種福祉サービス事業を実施している社会福祉法人や民間事業者に対して具体的な事業内容の説明会や体験見学の場づくり等に努めます。
市が取り組むこと (公助)	○市民の意見や要望を聞き、質の高いサービスを提供できるよう、社会福祉法人、民間事業者などへの情報提供や指導に努めます。

(4) 福祉基盤の充実

■ □ 現状と課題 □ ■

高齢者や障害のある人、子どもを含めたすべての市民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、安心して施設を利用できるようにするとともに、移動しやすい環境整備が必要です。

市では、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置、多目的トイレの設置を図っています。また、道路整備においても、歩道の整備など、歩行者の安全確保に努めています。

しかし、道路などの都市基盤、公共施設や民間施設などのバリアフリー化はまだ十分とはいええず、また、公共交通機関など身近な移動手段の確保充実も重要な課題といえます。

今後も、多くの人が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進めるとともに、移動が困難な方への移動手段の確保に努める必要があります。

■ □ 施策の基本方向 □ ■

市内には、福祉関係施設をはじめ、教育、文化、スポーツ、コミュニティなど様々な分野の公共施設があります。今後一層、これら既存の公共施設を地域活動や社会参加の場の拠点として、有効活用していくことが求められます。

また、子どもから高齢者、障害のある人など誰もが安全かつ円滑に移動でき、また、活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段を確保することが重要です。

ユニバーサルデザインの視点が不十分な箇所がまだまだ存在しており、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを推進していく必要があります。また、公共施設の老朽化が進んでおり、長期的な視点で維持管理することが課題です。

さらに、高齢者や障害のある人がバス等を利用する際の手助けや買い物支援など、公共交通の充実とともに、市民の外出・移動への支援も必要となっています。

これらを踏まえ、人に優しいまちづくりを進めていきます。

■ □ 今後の取組 □ ■

No	項 目	内 容
①	ユニバーサルデザイン※の視pointsの導入	◆地域における活動拠点の確保・充実とともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。 ◆新たに、自動車の通行部分の幅を狭くするなど、歩行者の安全確保に向けた取組を進めていきます。

※ユニバーサルデザイン：誰もが使いやすいデザイン。

No	項 目	内 容
②	公共施設や道路のバリアフリー化	◆公共施設や道路、交差点等の段差解消、また、自歩道の整備等のバリアフリー化に取り組みます。 ◆市役所などのトイレをユニバーサルデザインに配慮したトイレに更新するなど、安心して、利用しやすい環境整備を進めていきます。
③	民間施設のバリアフリー化	◆不特定多数が利用する民間施設について、事業者への理解を求め、施設のバリアフリー化を促進します。
④	公共交通の検討	◆バス、JR 等の公共交通機関の充実を関係機関に求めるとともに、交通機関の有機的連携などにより通勤・通学者等の利便性向上を図り、高齢者などの自家用車利用が困難な市民の交通手段となる公共交通の検討を進めます。 また、ふれあいバスについてはこれまでどおり可能な範囲で適宜見直しを行います。
⑤	高齢者等の移動手段の確保	◆高齢者等の移動手段の確保や閉じこもり予防を推進します。

■ □ 行動の指針 □ ■

一人ひとりができること (自助)	○身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気付いたら市役所等へ知らせます。 ○バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解するとともに、公共施設などの利用に際しては、一人ひとりが周囲に配慮して行動します。
地域でできること (互助・共助)	○バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動します。 ○地域として外出・移動や買い物に困っている人を助け合います。
市が取り組むこと (公助)	○公共施設や道路等のバリアフリー化を進めます。 ○バリアフリーやユニバーサルデザインについて市民への情報提供に努めるとともに、職員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスの推進に心がけます。 ○公共交通体制の充実に努めます。

(5) 健康づくり・介護予防の充実

■ □ 現状と課題 □ ■

少子高齢化の急速な進行がある中で、人生100年時代を迎え、市民の健康に対する関心はますます高まってきており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

また、年を重ねても住み慣れた地域の中で自立した生活を送っていくことは誰もが願うことです。

市では、特定健診やがん検診を実施し、生活習慣病やがんの早期発見に努めています。また、乳幼児等を対象とした食育や、高齢者を対象とした健康教室等を実施し、健康的な生活習慣の確立に取り組んでいます。特定健診受診率については、目標を達成していますが、今後も新規受診者の獲得が必要です。また、特定保健指導についても、継続利用者のみならず新規利用者の獲得が必要です。

介護予防の取組では、要介護状態にならないように介護予防教室など開催しています。しかし、高齢者の中には家に閉じこもりがちであったり、人との交流が苦手な人もおり、そうした方に予防教室などに参加してもらうため、地域で声掛けをするような関係づくりへの取組も重要となってきます。

すべての人が生涯を通じてその持てる能力を発揮し、豊かな人生を送るために、健康はその前提となる重要なテーマです。

すべての人が健康であるためには、まず、自分の健康を自分で守り、つくる努力や介護予防等に努める必要があります。同時に、身近な人の健康と介護予防にも配慮しなくてはなりません。病気にかかったり、障害を持つことになっても、誰もがその人の能力や置かれている状況に応じて生き生きとした生活を営むことができるような地域づくりが求められます。

そのためには、保健医療の関係団体・機関、市民の自主活動組織、行政など地域の多くの協力と行動が不可欠です。

No	項 目	内 容
①	健康意識の向上	◆生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、今後とも40歳を過ぎた人に特定健康診査を実施し、治療をしていない人で生活習慣病への危険性が高く生活習慣の改善による予防が見込まれる人には特定保健指導を行い、健康意識の向上に努めていきます。
②	受診勧奨の促進	◆がんの予防と早期発見・早期治療のため各種がん検診を実施していますが、受診率向上のため受診勧奨の促進に努めます。 ◆若年層、働き世代への受診勧奨の検討及び実施に努めます。
③	食育や健康スポーツ活動の支援	◆食育や健康スポーツ等に関心を持ち、取り組む市民が1人でも増えるように研修などによる意識改革や地域の活動を支援していきます。 ◆おやこ食育教室等、食育に関する講座を適宜実施します。また、市民の生活習慣病の予防や定期的な運動及び健診の受診推進のため、健康ポイント事業を実施します。
④	日常生活の自立促進	◆介護予防教室の充実を図り、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者の早期発見に努めます。また、一人ひとりの状況に応じて日常生活の自立を図るために効果的な支援を行っていきます。

No	項 目	内 容
		◆現在の事業の見直しを図り、フレイル※対策と口腔・栄養に重点を置いた事業を計画していきます。また、要介護状態の主な原因となる運動器に対し、広く運動の重要性を市民に普及し、自主的に運動に取り組めるように仕掛けをしていきます。 ◆認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。
⑤	「かかりつけ医」の推奨	◆市民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられるようにするため、日頃から「かかりつけ医」を持つことを促していきます。 ◆浅口医師会と共通認識を深め、今後も業務連携を行っていきます。

■ □ 行動の指針 □ ■

一人ひとりができること (自助)	○日頃から健康に気をつけ定期健診や食育・適度な運動に努めます。 ○かかりつけ医を持ちます。
地域でできること (互助・共助)	○地域として健康づくりや食育、スポーツなどの学習機会や実践の場づくりに努めます。 ○地域のサロンや健康教室には、声を掛け合って積極的に参加します。
市が取り組むこと (公助)	○特定健康診査や各種がん検診、保健指導の充実に努めます。 ○食育指導やスポーツ活動の場の拡充などを推進します。 ○介護予防事業を推進します。

※フレイル：加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。

3 安心・人権擁護のまちづくり

地域コミュニティは、住民にとって身近で大切な生活の場であり、「安心・安全」をキーワードに自分たちの地域は自分たちの手でつくり、守り、育てることが重要です。

一人ひとりが認め合い支え合う住民の主体的な地域づくりを進め、各地域が防犯、防災、健康、福祉などの面で、自主的に支え合う仕組みをつくりあげていくことが大切です。

また、高齢者や障害のある人、子育て中の家庭等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいように、施設が整備され、それぞれの居場所が確保されていることが必要です。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。人権の尊重は人類共通の普遍的理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる基となります。

(1) 緊急時の支援の充実

■ □ 現状と課題 □ ■

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障害のある人など避難行動要支援者※は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

市では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、災害発生時の情報連絡体制の整備など地域での防災体制の強化を図っています。市、民生委員・児童委員・福祉委員、町内会・自治会が連携し、災害時援助を必要とする避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者台帳の整備に取り組んでいます。

また、地域の防災組織設立促進のための説明会のほか、市内全域の防災力向上のため町内会や老人クラブ等に対し防災講習・出前講座等を行っています。さらに、既設組織の活動推進として、団体実施の防災訓練等に参加し、防災まち歩きや防災マップ作成等の指導・支援を行いました。

要配慮者に対する支援に必要な体制について、更なる市民、地域も含めた互助・共助の体制づくりも求められています。

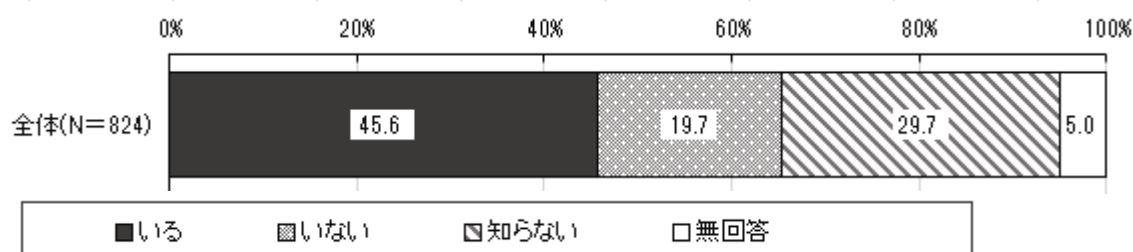
高齢者や障害のある人など避難行動要支援者に対して、災害時における緊急連絡体制・緊急避難体制を整備し、個別避難計画の消防等の関係機関への平時提供を行っています。

防災対策にあたっては、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進や高齢者や障害のある人

※避難行動要支援者：平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）が策定・公表されました。

が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

市民アンケートでは、ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、災害発生時に気になる人が地域にいるかについては、「いる」が45.6%と最も高く、次いで、「知らない」(29.7%)、「いない」(19.7%)となっています。



■ □ 施策の基本方向 □ ■

火災や地震など災害発生時には、高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者はスムーズな対応が難しく、また、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整える必要があります。

また、市全体の防災対策の推進にあたっては、行政における防災施策の推進とともに、高齢者や障害のある人が暮らす地域での自主的な防災活動や支援活動との連携が重要です。

■ □ 今後の取組 □ ■

No	項 目	内 容
①	防災ネットワークの構築	◆関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制・緊急避難体制を整備するなど、防災ネットワークを構築します。
②	避難行動要支援者対策	◆避難行動要支援者台帳の継続的な整備と、個別計画作成に引き続き努めます。
③	避難行動要支援者への理解	◆プライバシー保護に配慮しながら、避難行動要支援者が必要とする支援について市民の理解を求めています。
④	地域住民の防災意識の向上	◆地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織の一層の充実を支援し、育成に努めるとともに、地域住民の防災意識の向上に努めます。 ◆設立が難しい町内会等への防災出前講座や設立説明など粘り強い促進活動を行い、地域の状況に応じた活動内容を紹介していきます。

No	項 目	内 容
⑤	避難場所などの周知	◆市広報紙やホームページ等を通じ、災害時における避難場所などの周知を図ります。 ◆防災行政ナビの登録者数が増加するよう防災出前講座や自主防災組織の防災訓練などでの機能説明や登録補助を行います。
⑥	公共施設などの耐震化	◆災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設などの耐震化に長期的視点で努めます。

■ □ 行動の指針 □ ■

一人ひとりができること (自助)	○日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動や避難訓練・防災訓練などに積極的に参加します。 ○日頃から防災に関する学習機会へ参加するなど、防災意識を強く持ち、いざという時に正しく行動できるようにします。
地域でできること (互助・共助)	○地域での防災訓練、避難誘導訓練などを実施し、災害時における要配慮者などの支援体制づくりに努めます。 ○地域の実情に応じた防災マップの作成など、コミュニティを通じた自主防災活動に取り組みます。 ○自主避難所の機能充実に努めます。
市が取り組むこと (公助)	○関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努めるなど、実効性のある防災体制を確保します。 ○地域防災計画などをもとに、効果的な施設整備、防災体制整備並びに地域避難所における災害物資の支援等に努めます。 ○非常食の備蓄配備に取り組みます。 ○消防団、自主防災組織、行政区、福祉関係者、地域住民等の協力による避難行動要支援者への支援体制づくりを推進します。 ○防災無線、ファクシミリ、携帯電話等の活用をはじめ、ボランティアとの連携など、多様な情報伝達方法を整備します ○保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害時における高齢者や障害のある人の避難生活に備えて、福祉避難所の整備、医療関係者や介護スタッフの確保など、避難後のケアを充実させるよう努めます。

(2) 権利擁護の推進

■□現状と課題□■

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくり、真に21世紀を「人権の世紀」とするために、人権教育・啓発を始めとする、人権尊重の社会づくりに向けての積極的な取組を不断に行っていく必要があります。

しかしながら、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など様々な人権課題が存在するとともに、性的指向に関わる人権問題など新たな人権課題も顕在化してきています。

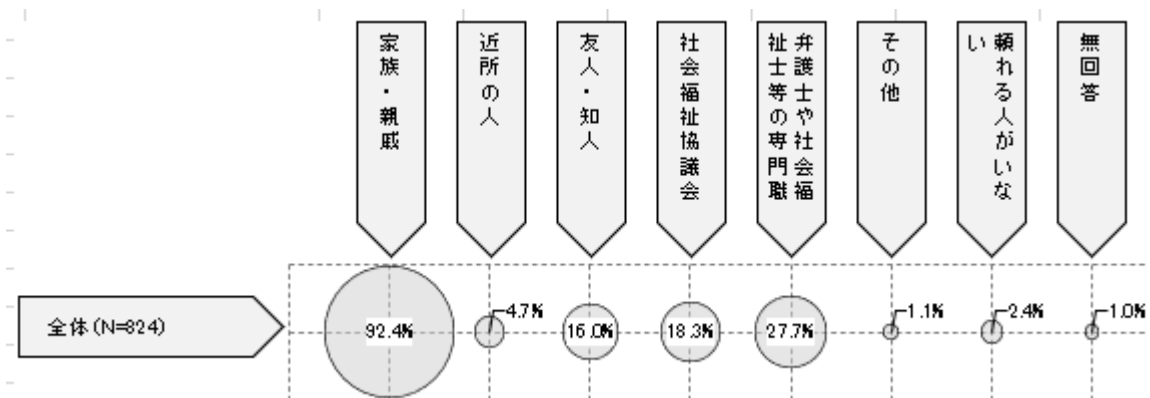
認知症高齢者や知的障害のある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に、不利益を被る場合があります。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

また、市は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、児童や高齢者、障害のある人等を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

しかし、今後は、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などに関する相談の増加が予想されます。令和6年1月1日には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

これらを踏まえ、本市においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、市民の権利擁護を充実していくことが求められます。

市民アンケートでは、判断能力が十分でなくなったときの頼り先については、「家族・親戚」が92.4%と最も高く、次いで、「弁護士や社会福祉士等の専門職」(27.7%)、「社会福祉協議会」(18.3%)、「友人・知人」(16.0%)等となっています。



■□施策の基本方向□■

急速な高齢化に伴い、ひとり暮らしや、認知症の高齢者の増加が見込まれるとともに家族関係の希薄化が進行し身寄りのないケースも出てきています。

また、判断能力が十分でない高齢者や障害のある人の財産管理や日常生活における援助をはじめ福祉サービスの利用に際しての支援など、権利擁護に関する支援や相談が増加しています。

高齢者、障害のある人及び子どもに対する虐待の事案や相談もあることから、職員の教育・研修や相談窓口の整備充実も必要です。これらを踏まえ、すべての人の権利擁護の推進に努めます。

すべての人の人権を守る取組を市民ぐるみで進めます。

■□今後の取組□■

No	項 目	内 容
①	日常生活自立支援事業の普及促進	◆自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスを適切に利用したりする日常生活自立支援事業について、広く市民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実するなど、分かりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。
②	成年後見制度の周知	◆判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、代理権などの権限の与えられた成年後見人が本人を法律的に保護し自立を支える成年後見制度について、その内容を広く周知し、利用を支援します。
③	虐待防止ネットワークの確立	◆高齢者や障害のある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の権利擁護を含めた問題解決のため、関係機関との緊密な連携を推進します。
④	相談体制の充実	◆ドメスティック・バイオレンス（DV）などの人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援などに努めます。

No	項 目	内 容
⑤	人権教育・啓発の推進	◆社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきています。すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、市民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために人権教育・啓発や具体的な人権侵害への的確な対応を不断に進めます。

■ □ 行動の指針 □ ■

一人ひとりができること (自助)	○日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用します。 ○人権の大切さを常に意識し、差別や偏見を認めない家庭づくり、地域づくりに取り組みます。
地域でできること (互助・共助)	○地域全体としての見守りネットワーク活動の中で、権利侵害などの早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。 ○見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を発見し、相談へつなげられるように努めます。
市が取り組むこと (公助)	○権利擁護に関する制度の周知と相談体制の充実に努めます。 ○様々な人権課題について、的確に取り組めます。

(3) 安全・安心な地域づくり

■ □ 現状と課題 □ ■

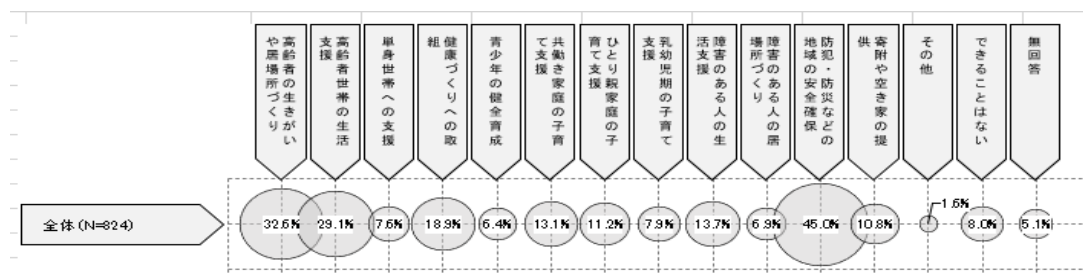
市では、市民の安全意識の高揚や安全で住みよいまちづくりの実現に向けて計画的に取り組んできていますが、多様化・巧妙化する犯罪などを未然に防止するためには、地域ぐるみでの防犯活動の促進や警察の協力による防犯対策が必要です。

また、市民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進めてきましたが、今後とも一層の充実に努めていく必要があります。

最近、子どもなどを対象とした事件や事故のニュースを各地で耳にしますが、子どもの防犯に関しては、登下校時間帯の地域による見守り活動の実施や、学校やPTAと連携を図った安全対策に取り組んでいます。

さらに、近年、特に問題となっているひきこもり者・発達障害のある子どもへの支援、認知症対策や生活困窮者への支援など、地域ぐるみで支え合い、助け合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

市民アンケートでは、身近な地域の課題に対して住民ができることについては、「防犯・防災などの地域の安全確保」が45.0%と最も高く、次いで、「高齢者の生きがいや居場所づくり」(32.6%)、「高齢者世帯の生活支援」(29.1%)、「健康づくりへの取組」(18.9%)、「障害のある人の生活支援」(13.7%)、「共働き家庭の子育て支援」(13.1%)等となっています。



■ □ 施策の基本方向 □ ■

高齢化や家族意識変化の進行等により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯は増加傾向にあります。さらには、子ども世帯と同居していたとしても日中を一人で過ごしている“日中ひとり暮らしの高齢者”、母子・父子家庭、生活困窮者、介護を必要とする人や障害のある人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、地域には何らかの支援を必要とする人が存在します。

誰もが、住み慣れた地域でいつまでも、ともに暮らしていくためには、このような人たちの

確に把握するとともに、地域をあげて支えていくため、見守りネットワークの一層の充実や相談・援助などの包括的な支援体制づくりに努めることが必要となっており、安全・安心な地域づくりを進めていきます。

全国での刑法犯の認知件数は、減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況となっています。犯罪に至る背景には様々な要因があり、生活困窮や障害、高齢による生きづらさ、地域の中での孤立など、当事者が抱える問題や環境が改善されなければ高い確率で再犯につながるということが明らかとなっています。

このことから、国、県、関係機関、民間団体等と連携し、犯罪や非行を犯した人が再び罪を犯すことなく、責任ある社会の構成員として社会復帰できるよう再犯防止の取組を進める必要があります。

■□今後の取組□■

No	項 目	内 容
①	見守り・援助活動の推進	◆民生委員・児童委員・福祉委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、訪問活動など見守りネットワークの一層の充実に努め、プライバシーに配慮しつつ見守り・援助活動を推進します。 ◆問題が複雑多岐にわたるケースが増えているため、より一層、課や職種を超えた連携を図ります。
②	認知症対策の充実	◆認知症対策として、認知症サポーターの活用や高齢者等徘徊者支援ネットワーク体制の確立と充実に努めます。 ◆認知症サポーターにステップアップ講座を実施し、チームオレンジとして活躍できる場を増やしていきます。
③	生活困窮者への支援	◆生活困窮者に対する地域の支援体制を構築するとともに、生活支援相談事業や自立支援事業など相談から就労支援、その他包括的な支援を推進します。 ◆子どもの貧困について、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるように、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていきます。 ◆各機関は、月々の業務において、ヤングケアラーと思わ

No	項 目	内 容
		れる子どもがいないかどうか気に向け、ヤングケアラーと思われる子どもに気付いた場合は、必要に応じ関係機関と支援につなげていきます。
④	再犯防止対策	◆更生保護活動を行う団体や関係機関と連携し、犯罪をした人等が必要とする各種制度、保健医療・福祉サービスに係る情報の共有・提供に努めます。 ◆持続可能な保護司制度維持のため、市民や各関係機関などへの積極的な広報活動により、幅広い世代から多様な人材を確保し、民間協力者の活動の促進に努めます。 ◆関係機関や民間協力者との連携、地域による包摂の推進を基本として必要な取組を進めます。
⑤	親子の居場所づくりの充実	◆育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、各種関係機関と連携し、親子の居場所づくりの充実に努めます。
⑥	発達障害児の支援体制づくり	◆発達障害児など新たな支援が必要な分野において、その支援体制づくりに努めます。

■ □ 行動の指針 □ ■

一人ひとりができること (自助)	○日頃から各種制度に関する情報提供に関心を持つようにしたり、周囲との情報交換の機会を積極的に活用するなど、必要なサービスを適切に利用できるようにします。 ○あいさつ、声かけ運動を積極的に実施します。 ○要援護者の把握活動に協力します。
地域でできること (互助・共助)	○日頃から、各種制度に関する情報提供に努め、地域住民の情報交換の場や機会を積極的に設けるなど、必要なサービスが適切に利用できる環境づくりを整えるようにします。 ○地域の居場所づくりに協力して取り組みます。
市が取り組むこと (公助)	○支援の声が届くよう、地域との連携を図り、全市的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりを進めます。 ○様々な媒体や機会を利用しながら、各種福祉制度や人権等に関わる周知を図っていきます。 ○民生委員・児童委員・福祉委員等への各種研修の実施や、活動の手引を作成するなど、民生委員・児童委員・福祉委員等におけるニーズ把握活動を支援します。 ○誰もが安心かつ安全な日常生活を送ることができるよう支援していきます。 ○地域の人がかつろげる居場所づくりを支援します。

第5章 計画推進のために

Ⅰ 協働体制の確立

(1) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

本計画の実現のために、地域で活動している町内会、民生委員・児童委員・福祉委員、社会福祉協議会、ボランティア、サービス事業者、社会福祉法人などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い、連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

(2) 地域住民の役割

地域活動を推進するために町内会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、町内会の取組や事業の目的を理解してもらうことが大切です。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉活動を実践していく主要な組織です。地域に暮らす方々のほか、民生委員・児童委員・福祉委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援など、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行います。

(4) 行政の役割

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取組を支援し、相互に連携することが大切です。市が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を推進することが必要となります。

(5) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人には、幅広い社会福祉の専門機能を有しており福祉サービスの拠点としての役割を期待します。

(6) 民生委員・児童委員の役割

生活上で様々な困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

2 計画の広報

本計画を推進するためには、市民や関係機関・関係団体等に計画とそれに基づく取組を周知することが大切です。

市民一人ひとりが福祉への関心の有無に関わらず、必要な情報を得ることができ、正しい知識や行動がとれるよう効果的な情報発信を行います。

3 計画の点検・評価

計画を推進していくために、本計画の施策について、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、市はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

さらに、本計画の実施状況に係る情報を、広く市民に周知していくため、市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用してきめ細かな情報提供に努めます。

資料編

I 市の現状

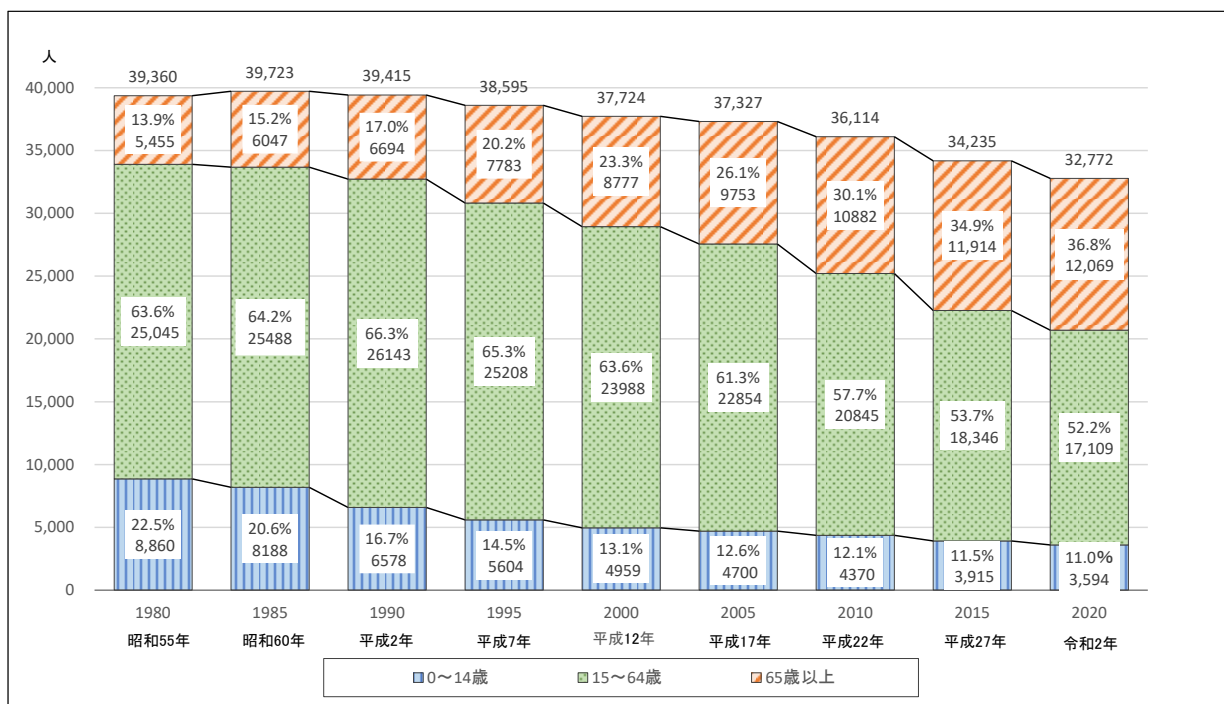
(I) 人口の動向

我が国の人口は既に人口減少段階に移っており、2050年頃には約9,000万人まで減少し、人口構造においては超高齢社会になっていると予想されています。

本市においては、国勢調査結果によると、総人口は減少傾向で推移しており、令和2(2020)年には32,772人となっています。

令和2(2020)年の高齢化比率は36.8%となっており、全国平均の28.6%、岡山県平均の30.3%を上回り、また、年少人口比率は11.0%となっており、全国平均の11.9%、岡山県平均の12.4%を下回り、少子高齢化・人口減少が進んでいます。

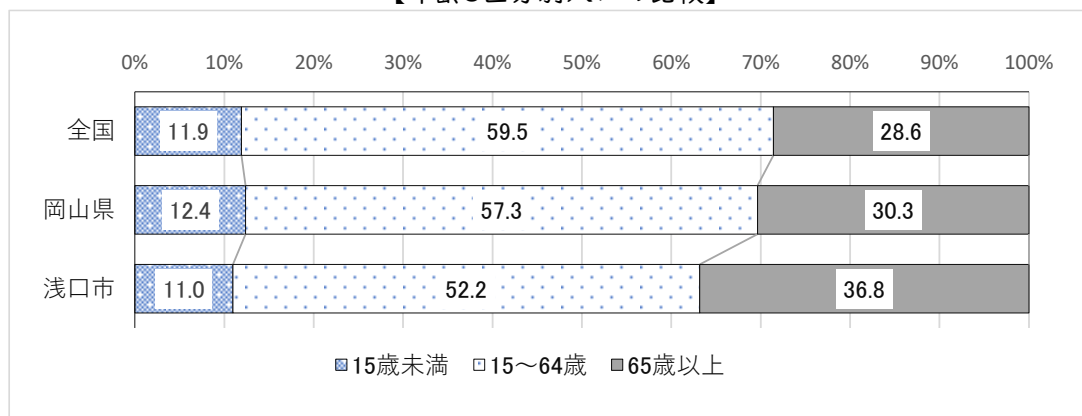
【年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査

総人口には年齢不詳を含む。

【年齢3区分別人口の比較】



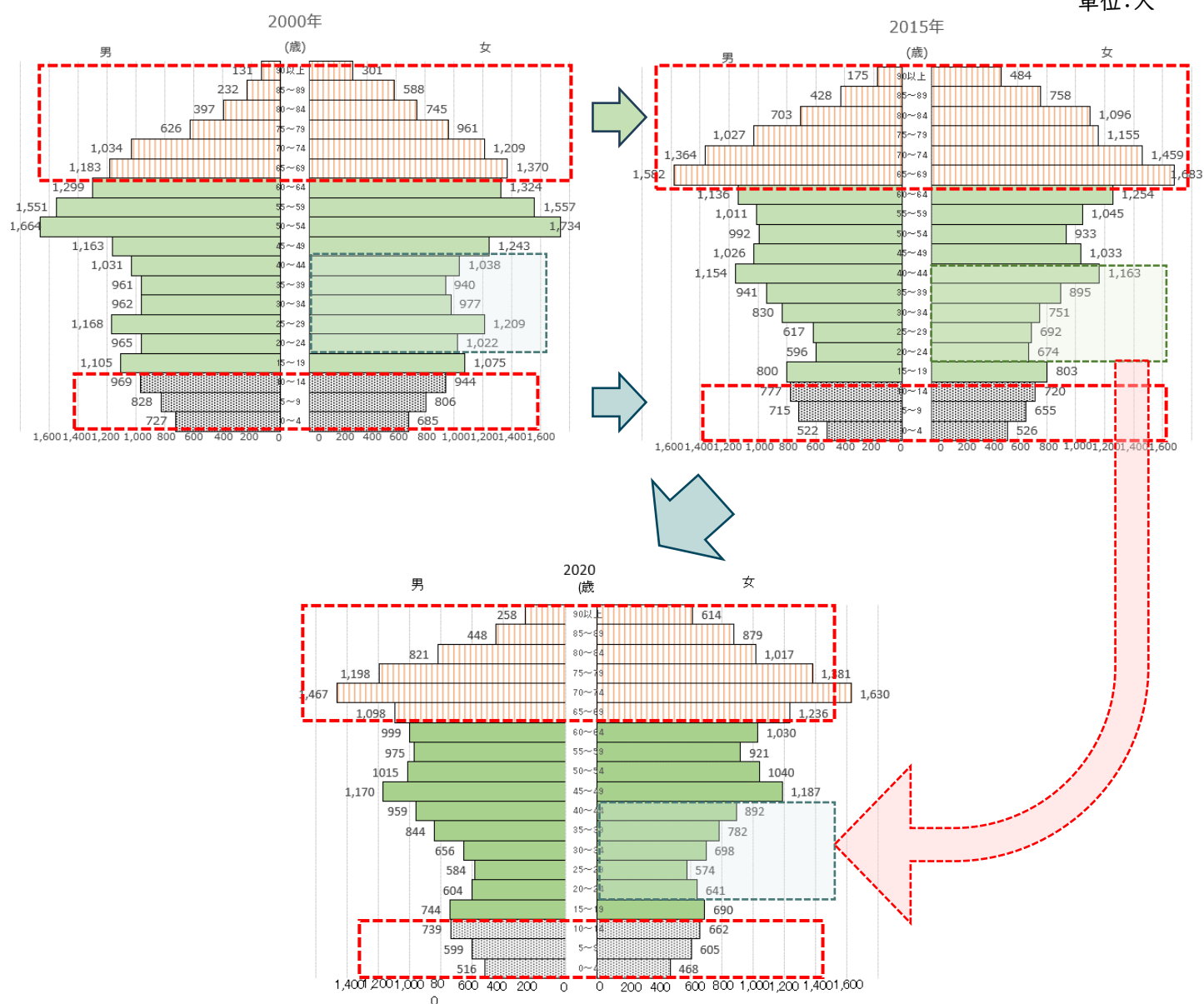
資料：国勢調査

浅口市の5歳階級別の人口推移を人口ピラミッドでみると、0歳から14歳の層が減少しており、65歳以上の層が増加していく少子高齢化の状況にあります。また、それに伴い、15歳から64歳の生産年齢人口が減少しており、このことは、社会の担い手が減少していることにもつながります。

さらに、20歳～44歳の女性人数が、2000(平成12)年は5,186人、2015(平成27)年は4,175人(-1,011人)、2020(令和2)年は3,587人(-588人)と減少しており、合計特殊出生率の母数となる層のこの減少は、少子化の大きな要因となっています。

【人口ピラミッド】

単位：人

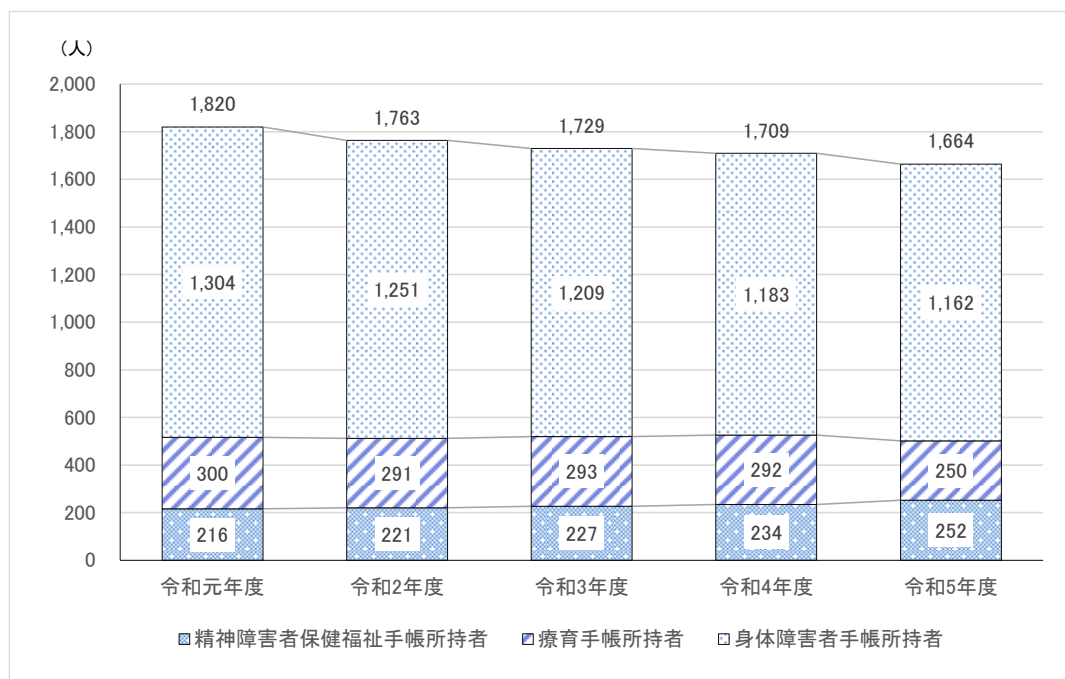


資料：国勢調査

(2) 障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者は横ばい傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者はやや増加傾向にあります。

【障害のある人の推移】



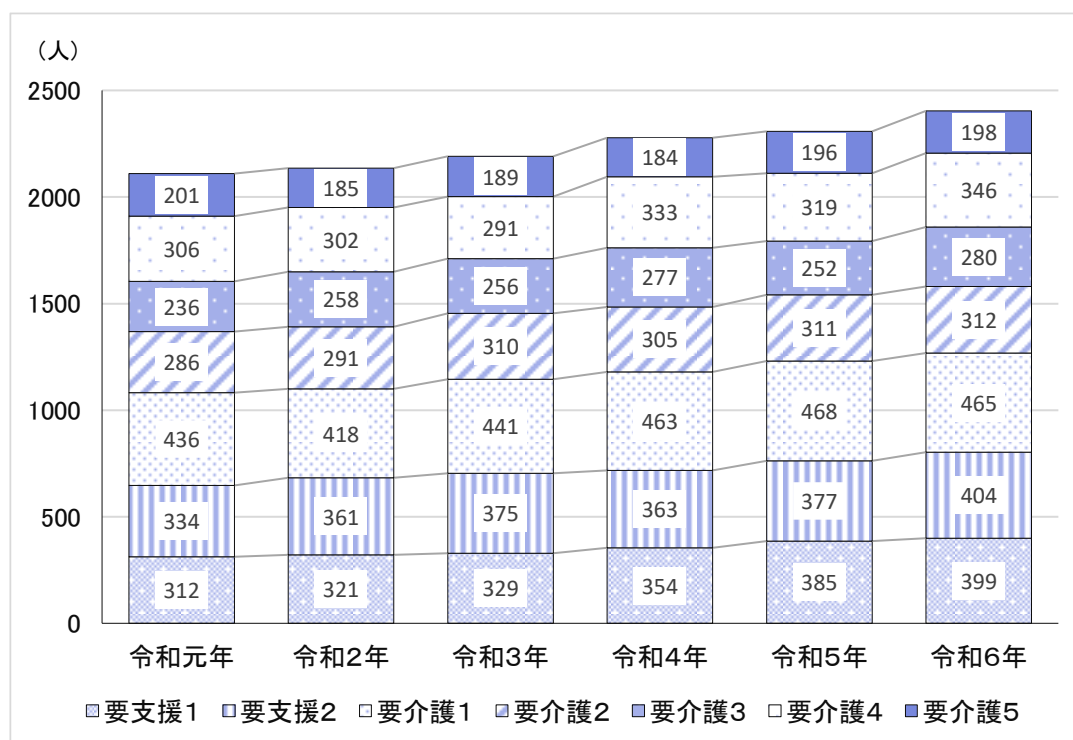
資料：市社会福祉課

※各年3月末日現在

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、総数と認定率は増加しており、主に要支援Ⅰ・Ⅱ、要介護Ⅰの認定者数の伸びが大きくなっています。

【要介護度別認定者数の推移】



資料：厚生省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）

※各年3月末日現在

【要介護度別認定者数と認定率の推移】

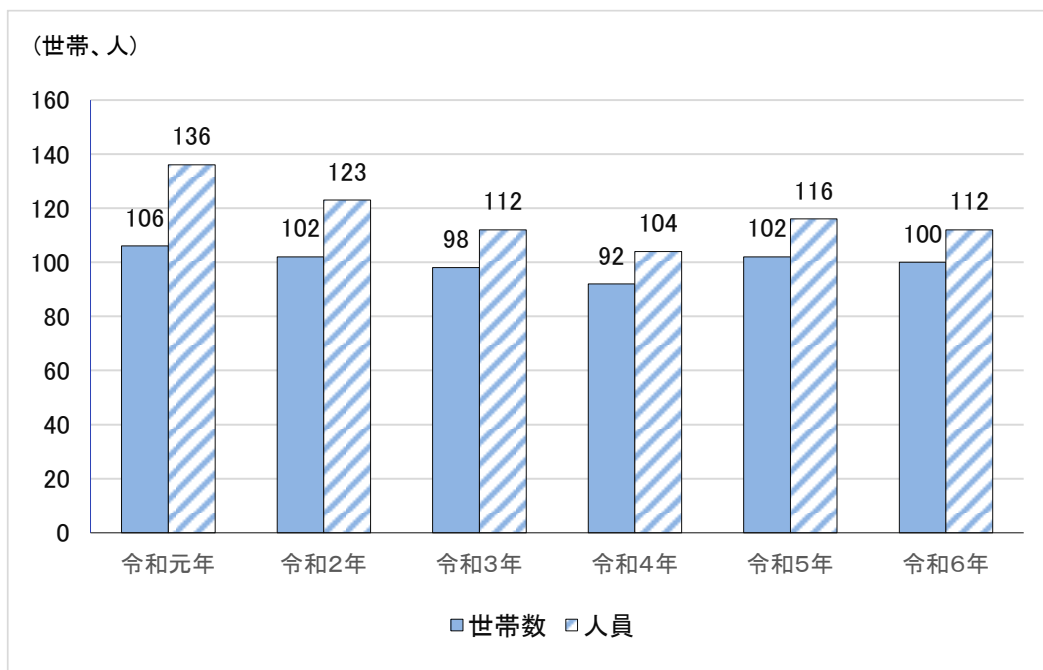


資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報及び年報）

(4) 生活保護受給者等の状況

生活保護受給世帯、生活保護受給人数とも近年は横ばいの傾向にあります。

【生活保護受給者の推移】



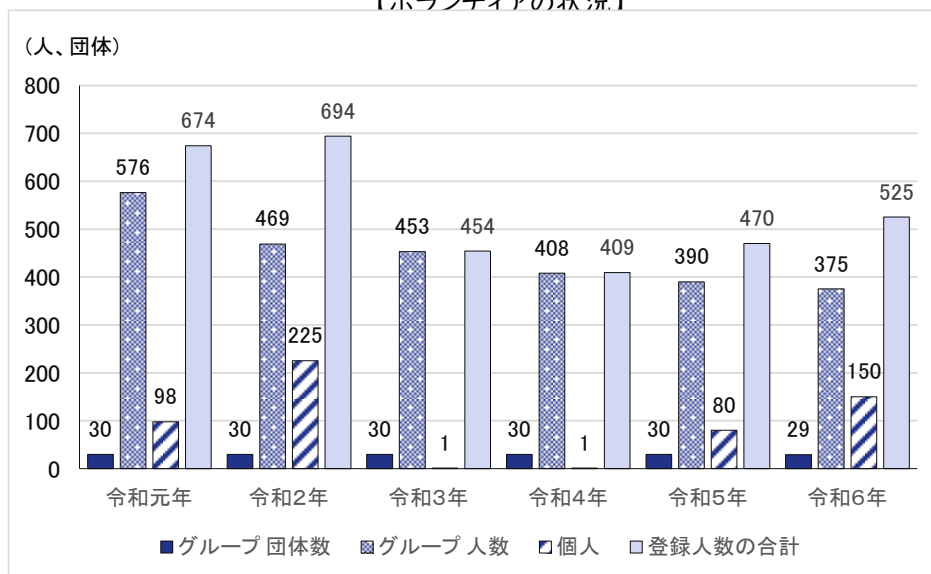
資料：市社会福祉課

※各年4月1日現在

(5) ボランティアの状況

ボランティア団体数及び人数は減少傾向ですが、個人のボランティアは増加の傾向にあります。

【ボランティアの状況】



資料：社会福祉協議会

※各年4月1日現在

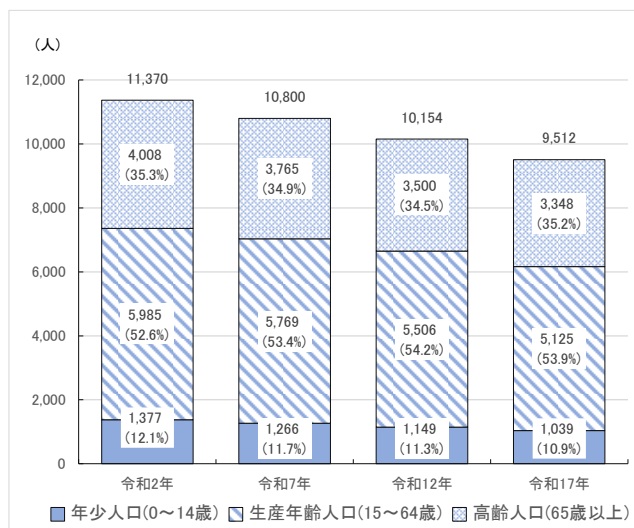
2 地区別人口の動向

地区の将来の人口を予測してみました。数値は、過去4回の国勢調査結果から、コーホート変化率法によって推計したものです。コーホート変化率法は、将来の人口がこれまでの傾向をたどると仮定して5歳階級別人口の変化率と女性・子ども比により求める方法です。なお、令和2年は実績値です。

【金光】

総人口は減少していき、令和17年には、令和2年の83.7%まで減少します。

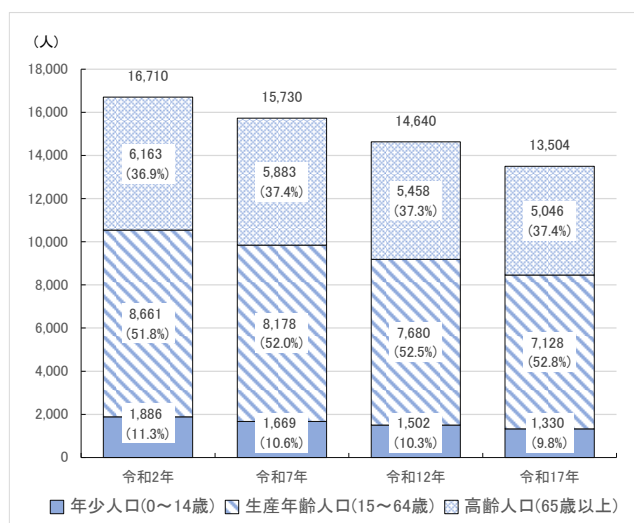
令和17年の高齢化率は、35.2%と推計されます。



【鴨方】

総人口は減少していき、令和17年には、令和2年の80.8%まで減少します。

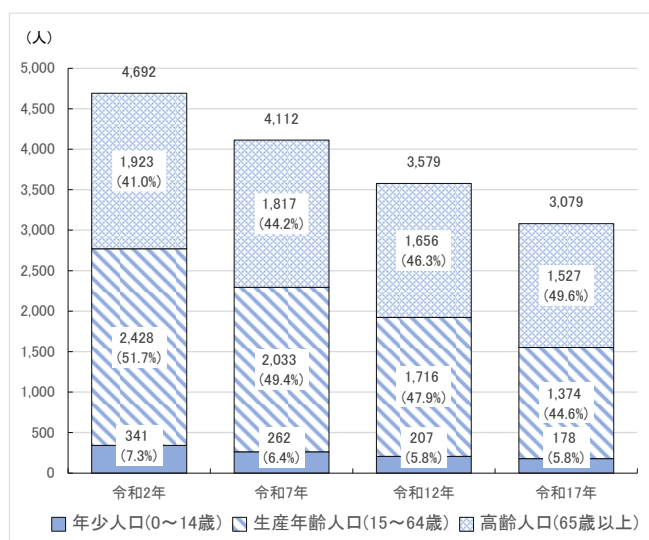
令和17年の高齢化率は、37.4%と推計されます。



【寄島】

総人口は減少していき、令和17年には、令和2年の65.6%まで減少します。

令和17年の高齢化率は、49.6%と推計されます。



3 市民のニーズ

本調査は、福祉の総合的な取組を示す市の「地域福祉計画」を改訂するにあたり、市民生活を豊かなものにするため、市民の皆様の「地域福祉」に関するご意見をお聴きし、今後の計画づくりに反映することを目的として実施しました。

調査対象	調査対象者数	抽出方法・調査方法	回収数	回収率
市内にお住まいの18歳以上の方	2,000人	無作為抽出 郵送による調査票の 配布・回収	824	41.2%

(1) 生活上の課題

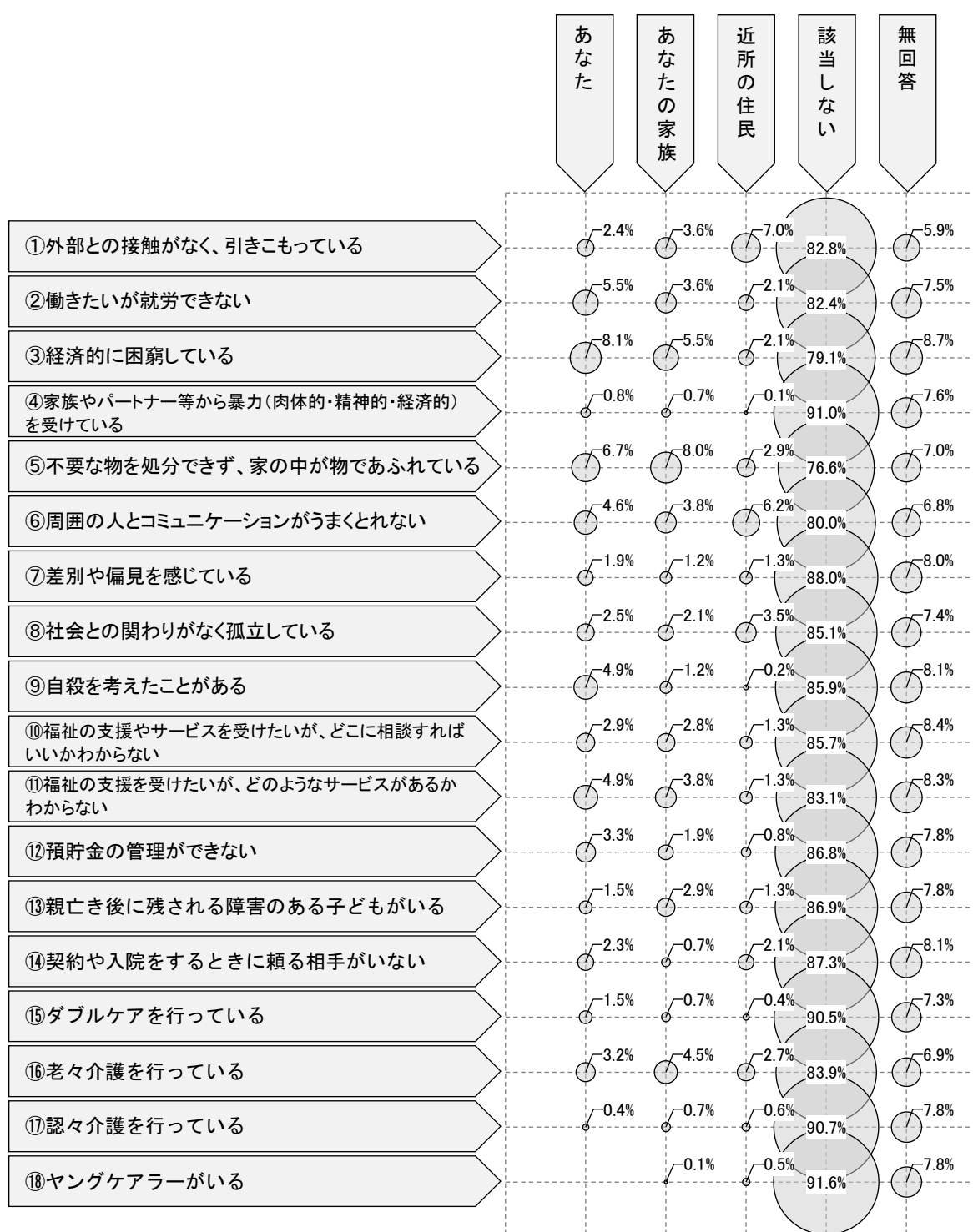
あなたやあなたのご家族、ご近所で各状況に該当する方がいるかについては、全ての状況において「該当しない」が最も高くなっています。

「あなた」でみると、「経済的に困窮している」が8.1%と最も高く、次いで、「不要な物を処分できず、家の中が物であふれている」(6.7%)、「働きたいが就労できない」(5.5%)等となっています。

「あなたの家族」でみると、「不要な物を処分できず、家の中が物であふれている」が8.0%と最も高く、次いで、「経済的に困窮している」(5.5%)、「老々介護を行っている」(4.5%)等となっています。

「近所の住民」でみると、「外部との接触がなく、引きこもっている」が7.0%と最も高く、次いで、「周囲の人とコミュニケーションがうまくとれない」(6.2%)、「社会との関わりがなく孤立している」(3.5%)等となっています。

【各状況の回答者】



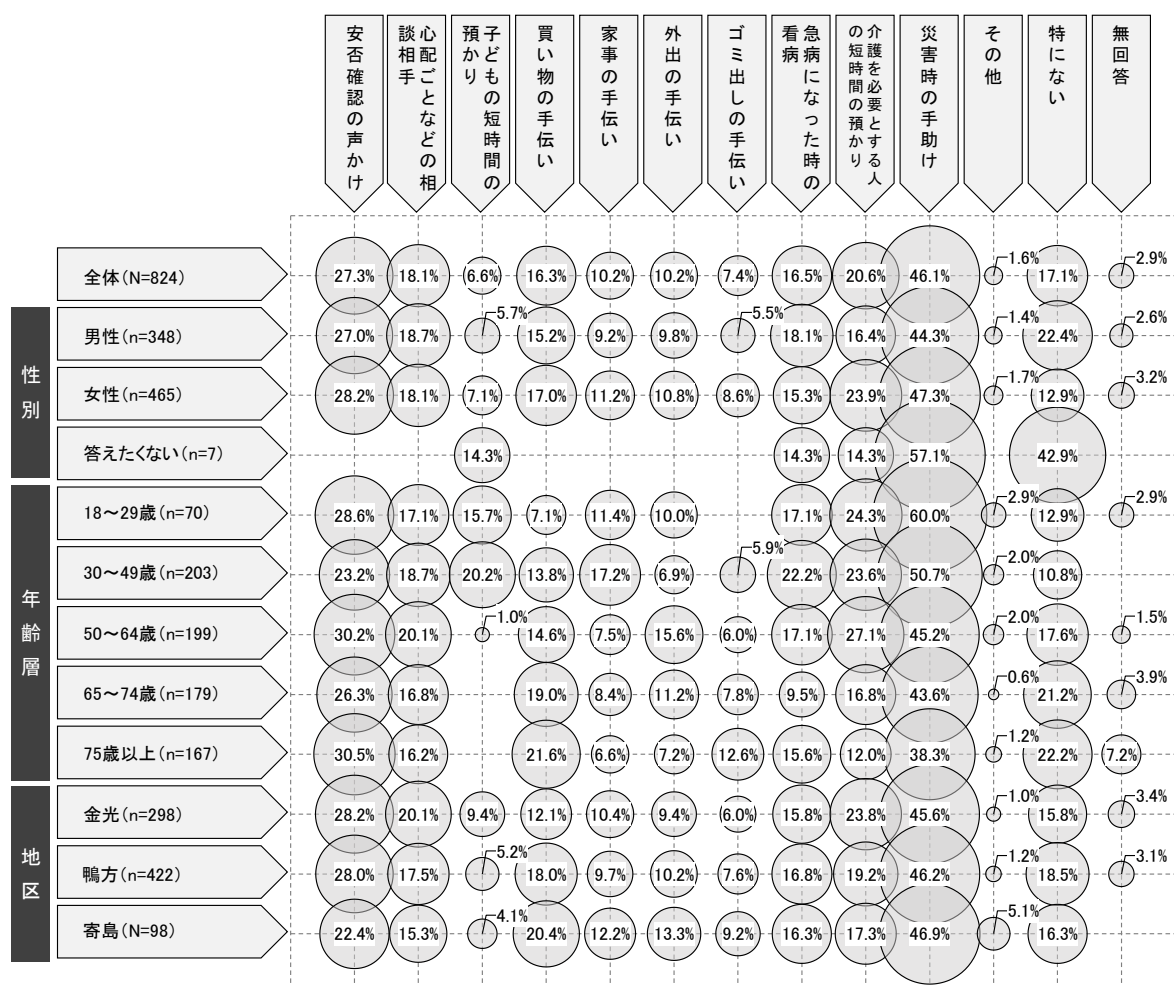
(2) 地域でしてほしい支援

地域にしてほしい支援については、「災害時の手助け」が 46.1%と最も高く、次いで、「安否確認の声かけ」(27.3%)、「介護を必要とする人の短時間の預かり」(20.6%)、「心配ごとなどの相談相手」(18.1%)、「急病になった時の看病」(16.5%)、「買い物の手伝い」(16.3%)等となっています。

性別でみると、男女ともに「災害時の手助け」が最も高くなっています。

年代別でみると、全ての年代で「災害時の手助け」が最も高くなっています。また、「災害時の手助け」では年代が高くなるほど比率が低くなる傾向があり、18～29 歳と 75 歳以上では約2割の差が見られます。

【地域にほしい支援】



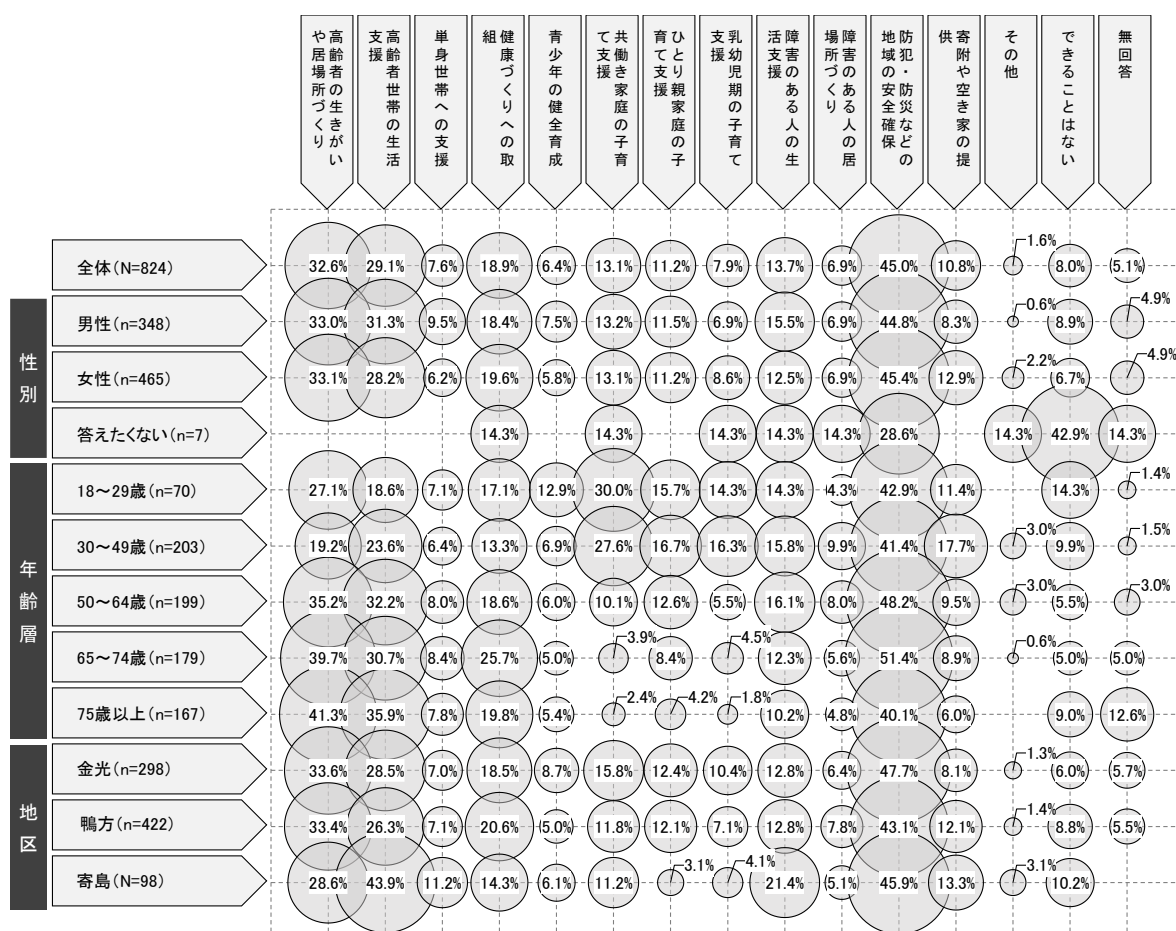
(3) 身近な地域の課題に対して住民ができること

身近な地域の課題に対して住民ができることについては、「防犯・防災などの地域の安全確保」が 45.0%と最も高く、次いで、「高齢者の生きがいや居場所づくり」(32.6%)、「高齢者世帯の生活支援」(29.1%)、「健康づくりへの取組」(18.9%)、「障害のある人の生活支援」(13.7%)、「共働き家庭の子育て支援」(13.1%)等となっています。

性別でみると、男女ともに「防犯・防災などの地域の安全確保」が最も高くなっています。

年代別でみると、75歳以上では「高齢者の生きがいや居場所づくり」が最も高くなっていますが、75歳未満では「防犯・防災などの地域の安全確保」が最も高くなっています。

【身近な地域の課題に対して住民ができること】



(4) 地域との関わりについて

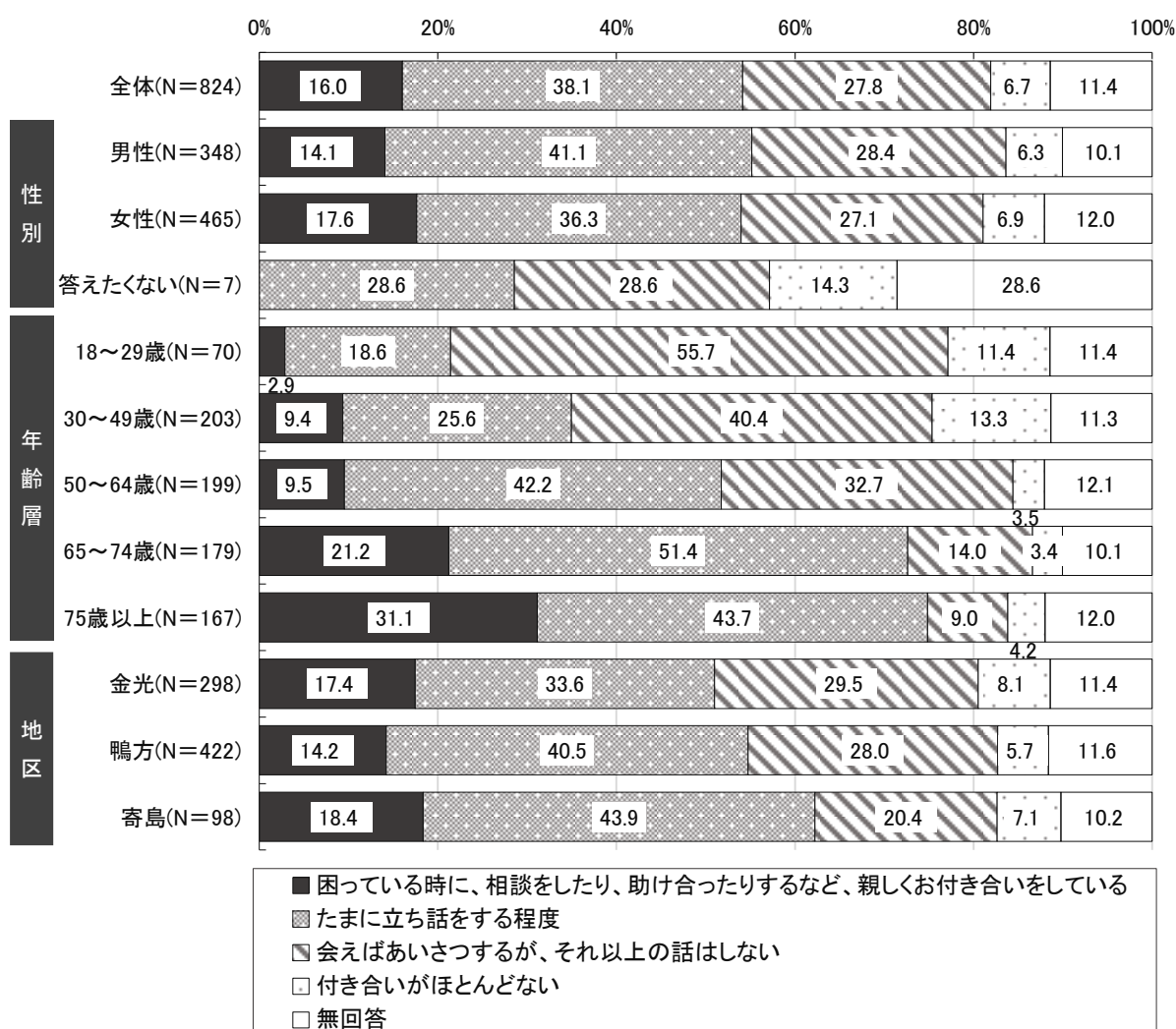
ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしているかについては、「たまに立ち話をする程度」が38.1%と最も高く、次いで、「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」(27.8%)、「困っている時に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いをしている」(16.0%)、「付き合いがほとんどない」(6.7%)となっています。

性別でみると、男女ともに「たまに立ち話をする程度」が最も高くなっています。

年代別でみると、年代が低いほど「たまに立ち話をする程度」が低くなり、「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」、「付き合いがほとんどない」が高くなっています。

地区別でみると、全ての地区で「たまに立ち話をする程度」が最も高くなっていますが、寄島(43.9%)と金光(33.6%)では10.3ポイントの違いがあります。

【近所付き合いの程度】



(5) 地域で支援を必要とする人をどのように支えるべきだと思うか

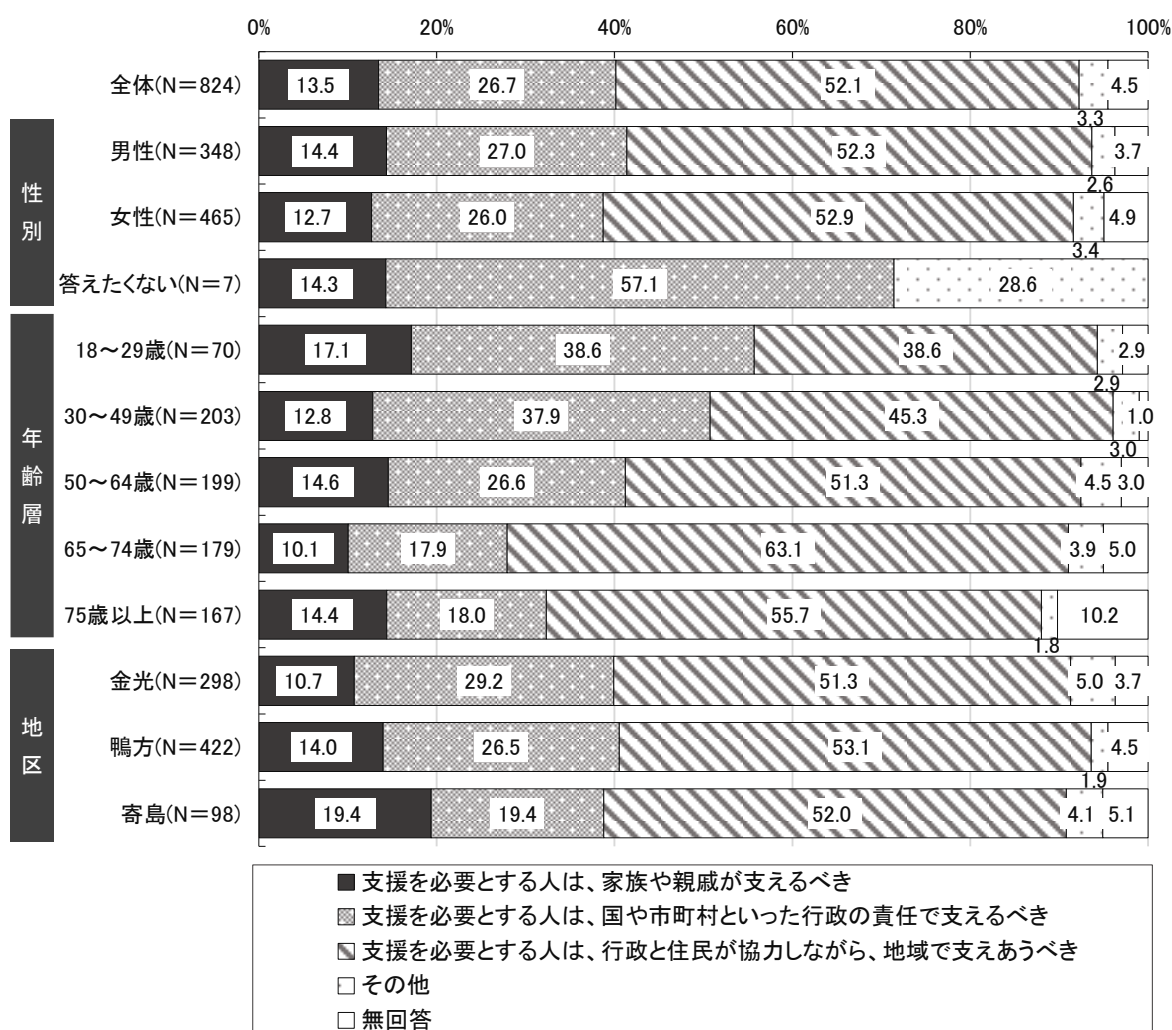
地域の中で支援を必要とする人の支え方については、「支援を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」が52.1%と最も高く、次いで、「支援を必要とする人は、国や市町村といった行政の責任で支えるべき」(26.7%)、「支援を必要とする人は、家族や親戚が支えるべき」(13.5%)等となっています。

性別でみると、男女ともに「支援を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」が最も高くなっています。

年代別でみると、全ての年齢で「支援を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」が最も高くなっています(18～29歳では「支援を必要とする人は、国や市町村といった行政の責任で支えるべき」も同率で第1位)。

地区別でみると、全ての地区で「支援を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」が最も高くなっています。また、寄島では「支援を必要とする人は、家族や親戚が支えるべき」が19.4%となり、他の地区と比較してやや高くなっています。

【地域の中で支援を必要とする人の支え方】



(6) ボランティア活動に参加したことがありますか

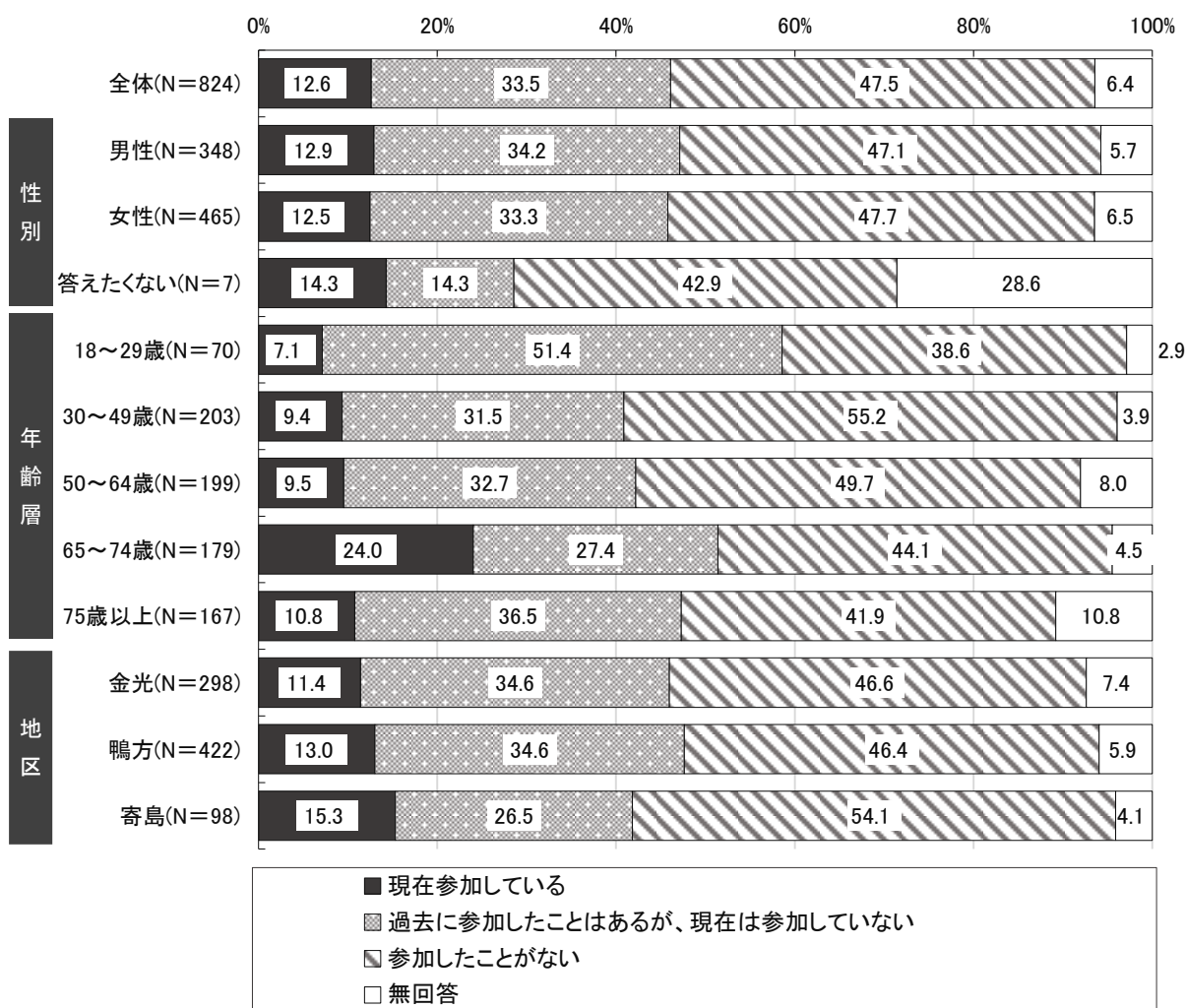
ボランティア活動に参加したことがあるかについては、「参加したことがない」が 47.5%と最も高く、次いで、「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」(33.5%)、「現在参加している」(12.6%)となっています。

性別でみると、男女ともに「参加したことがない」が最も高くなっています。

年代別でみると、18～29 歳では「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」が最も高く、30 歳以上では「参加したことがない」が最も高くなっています。また、「現在参加している」では、65～74 歳が 24.0%と他の年代と比較して高くなっています。

地域別でみると、全ての地区で「参加したことがない」が最も高くなっていますが、寄島では 54.1%となり、他の地区に比較してやや高くなっています。

【ボランティア活動への参加の有無】



(7) ボランティア活動に参加してよかった点

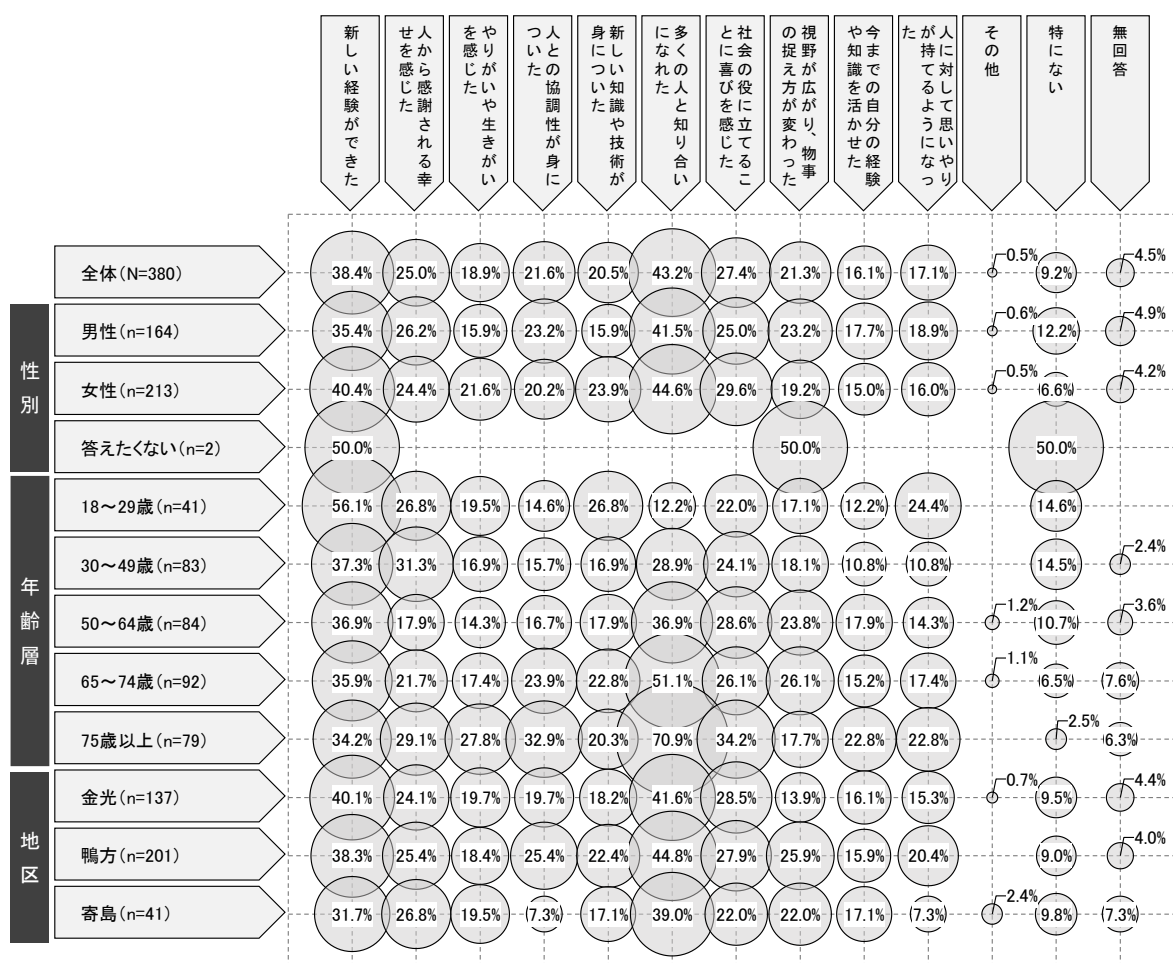
ボランティア活動に参加したことがある方によかった点はどのようなことかについては、「多くの人と知り合いになれた」が43.2%と最も高く、次いで、「新しい経験ができた」(38.4%)、「社会の役に立てることに喜びを感じた」(27.4%)、「人から感謝される幸せを感じた」(25.0%)、「人との協調性が身についた」(21.6%)、「視野が広がり、物事の捉え方が変わった」(21.3%)、「新しい知識や技術が身についた」(20.5%)等となっています。

性別でみると、男女ともに「多くの人と知り合いになれた」が最も高くなっています。

年代別でみると、50歳未満では「新しい経験ができた」が最も高く、50歳以上では「多くの人と知り合いになれた」が最も高くなっています(50～64歳では「新しい経験ができた」も同率で第1位)。

地区別でみると、全ての地区で「多くの人と知り合いになれた」が最も高くなっています。

【ボランティア活動に参加してよかった点】



(8) 支え合い、助け合い活動を活発化するためにどのようなことが必要か

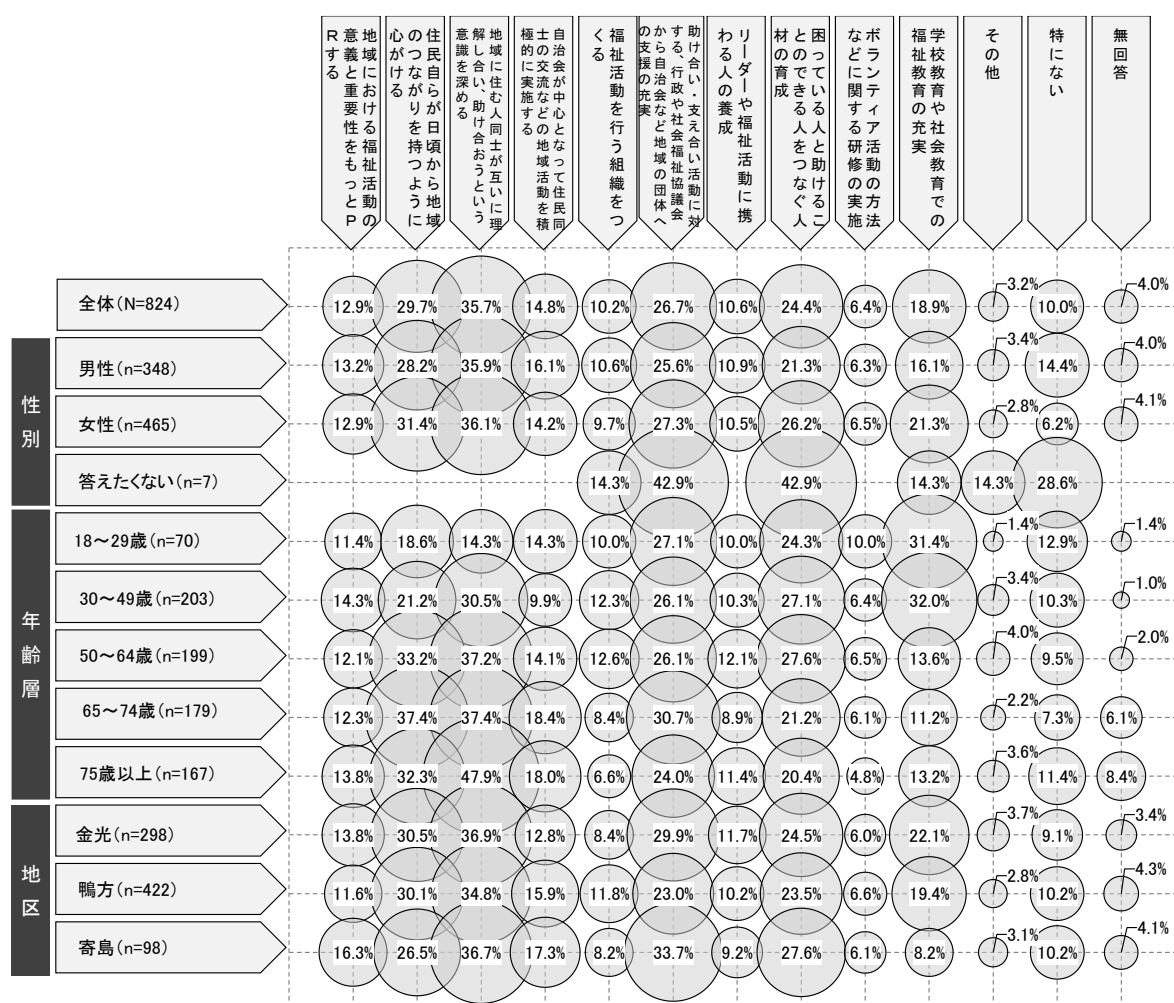
地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために必要なことについては、「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深める」が35.7%と最も高く、次いで、「住民自らが日頃から地域のつながりを持つように心がける」(29.7%)、「助け合い・支え合い活動に対する、行政や社会福祉協議会から自治会など地域の団体への支援の充実」(26.7%)、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材の育成」(24.4%)、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」(18.9%)等となっています。

性別でみると、男女ともに「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深める」が最も高くなっています。

年代別でみると、18～49歳では「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」が最も高く、50歳以上では「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深める」が最も高くなっています(65～74歳では「住民自らが日頃から地域のつながりを持つように心がける」も同率で第1位)。

地区別でみると、全ての地区で「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深める」が最も高くなっています。

【地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために必要なこと】



(9) 地震や台風などの災害時の備え

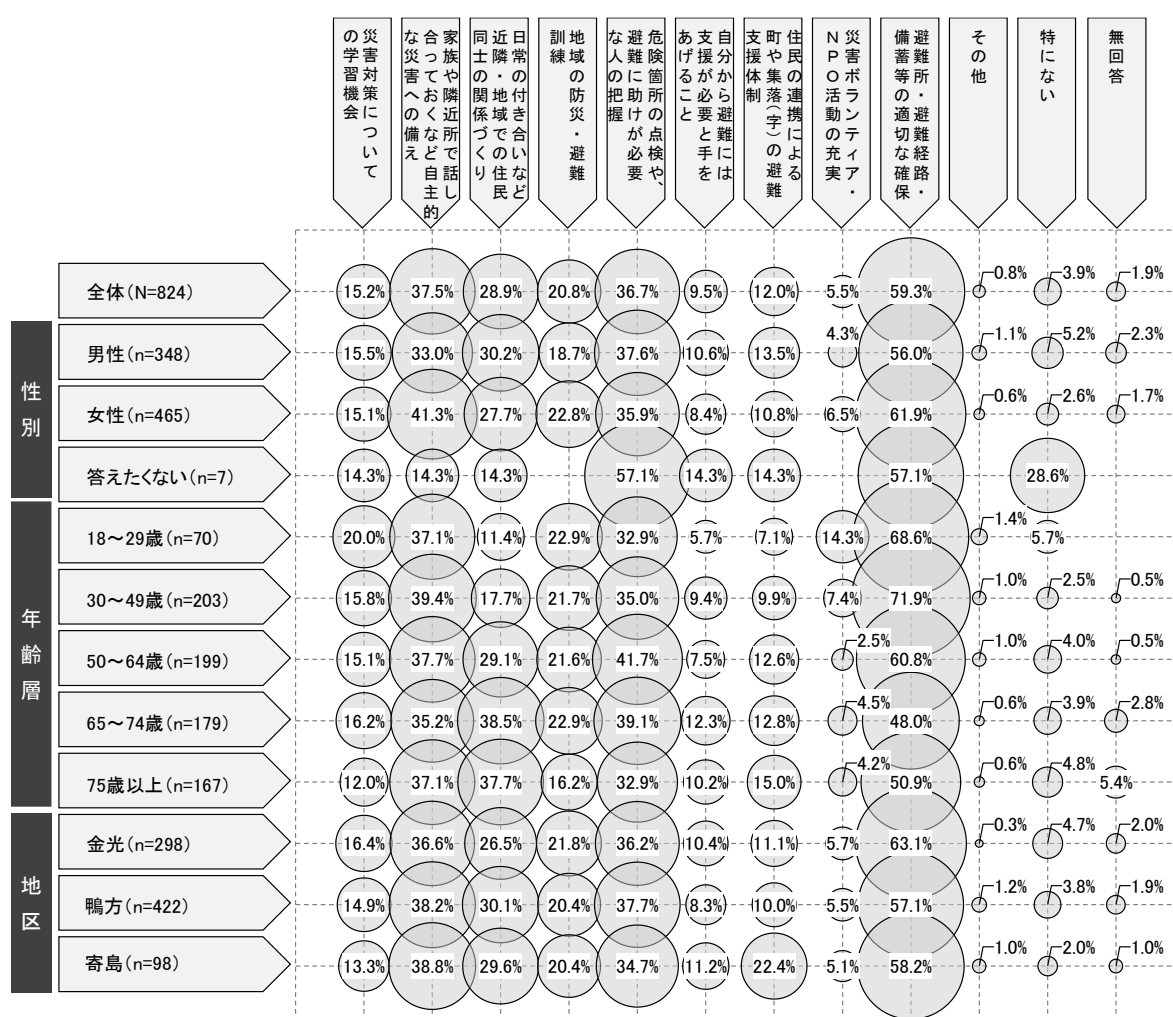
地域における地震や台風などの災害時の備えとして重要なことについては、「避難所・避難経路・備蓄等の適切な確保」が 59.3%と最も高く、次いで、「家族や隣近所で話し合っておくなど自主的な災害への備え」(37.5%)、「危険箇所の点検や、避難に助けが必要な人の把握」(36.7%)、「日常の付き合いなど近隣・地域での住民同士の関係づくり」(28.9%)、「地域の防災・避難訓練」(20.8%)等となっています。

性別でみると、男女ともに「避難所・避難経路・備蓄等の適切な確保」が最も高くなっています。

年代別でみると、全ての年代で「避難所・避難経路・備蓄等の適切な確保」が最も高くなっています。また、「災害ボランティア・NPO活動の充実」では 18～29 歳が、「日常の付き合いなど近隣・地域での住民同士の関係づくり」では 65 歳以上が、他の年代と比較すると高くなっています。

地区別でみると、全ての地区で「避難所・避難経路・備蓄等の適切な確保」が最も高くなっています。また、寄島では「住民の連携による町や集落(字)の避難支援体制」が 22.4%と他の地区と比較して高くなっています。

【災害時の備えとして重要なこと】



(10) 福祉について知りたい情報

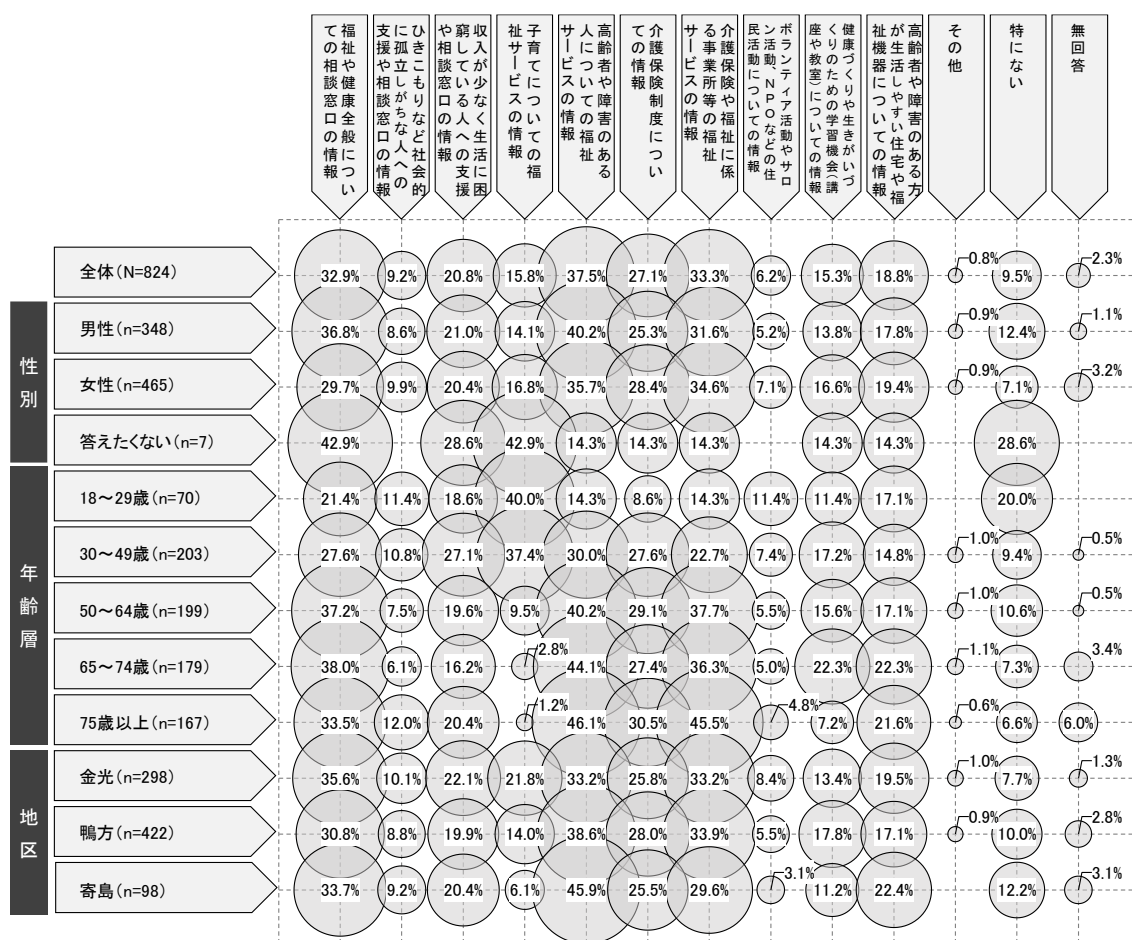
福祉について知りたい情報内容については、「高齢者や障害のある人についての福祉サービスの情報」が 37.5%と最も高く、次いで、「介護保険や福祉に係る事業所等の福祉サービスの情報」(33.3%)、「福祉や健康全般についての相談窓口の情報」(32.9%)、「介護保険制度についての情報」(27.1%)、「収入が少なく生活に困窮している人への支援や相談窓口の情報」(20.8%)、「高齢者や障害のある方が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報」(18.8%)等となっています。

性別でみると、男女ともに「高齢者や障害のある人についての福祉サービスの情報」が最も高くなっています。

年代別でみると、18～49 歳では「子育てについての福祉サービスの情報」が最も高く、50 歳以上では「高齢者や障害のある人についての福祉サービスの情報」が最も高くなっています。また、18～49 歳では「子育てについての福祉サービスの情報」が4割前後と他の年代と比較して高くなっています。75 歳以上では「介護保険や福祉に係る事業所等の福祉サービスの情報」が他の年代と比較して高くなっています。

地区別でみると、金光では「福祉や健康全般についての相談窓口の情報」が最も高く、鴨方、寄島では「高齢者や障害のある人についての福祉サービスの情報」が最も高くなっています。

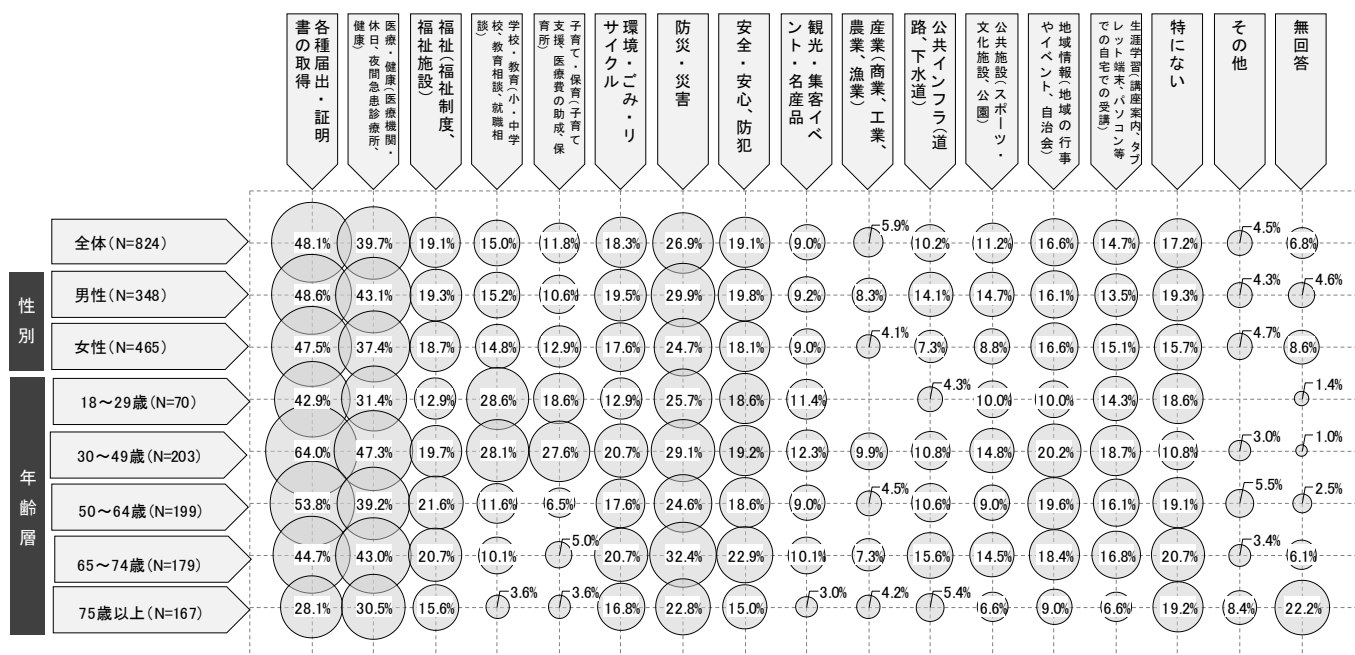
【知りたい福祉の情報内容】



(11) デジタル化が重要な行政分野

行政分野でデジタル化が重要なものについては、「各種届出・証明書の取得」が 48.1%と最も高く、次いで、「医療・健康（医療機関・休日、夜間急患診療所、健康）」（39.7%）、「防災・災害」（26.9%）、「福祉（福祉制度、福祉施設）」「安全・安心、防犯」（同率 19.1%）等となっています。

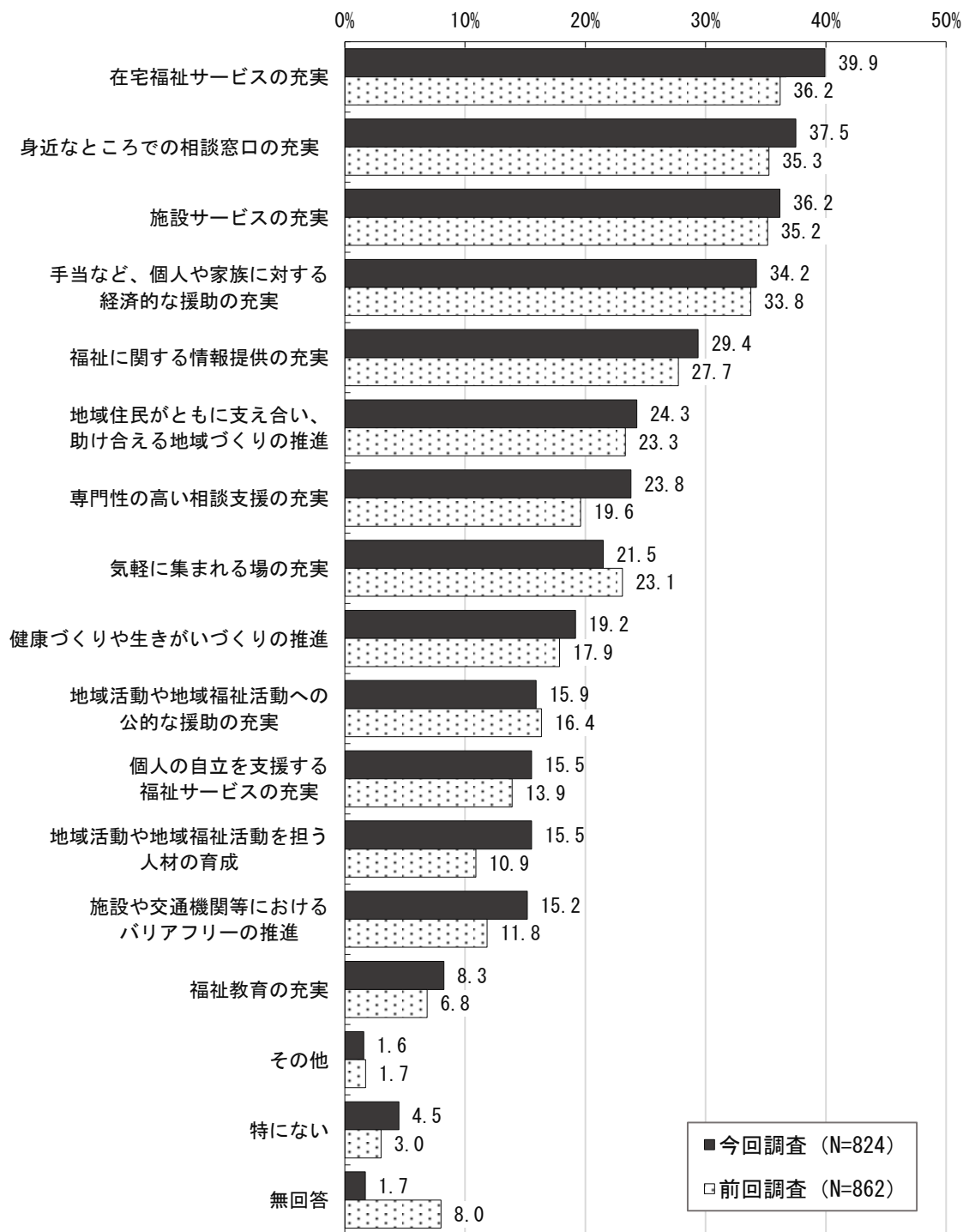
【行政分野でデジタル化が重要なもの】



(12) どのような福祉のあり方が大切だと思うか

住みなれた地域で安心して生活していくために特に大切な福祉のあり方については、「在宅福祉サービスの充実」が 39.9%と最も高く、次いで、「身近なところでの相談窓口の充実」(37.5%)、「施設サービスの充実」(36.2%)、「手当など、個人や家族に対する経済的な援助の充実」(34.2%)、「福祉に関する情報提供の充実」(29.4%)等となっています。

【大切だと思う福祉のあり方】



4 市民ワークショップ

(1) 実施の目的

浅口市地域福祉計画改訂にあたり、住民参画の一環として、地域住民との協働の地域づくりをともに考えるためのワークショップを実施しました。

(2) 参加者

参加者は次のとおりです。

浅口市市民・団体等代表者等 30 名程度 3グループでの実施

(3) 実施主体

浅口市健康福祉部社会福祉課

(4) 実施日

令和6年11月5日午後7時～午後9時

(5) 会場

浅口市健康福祉センター工作室

(6) 実施内容

地区の課題の見える化とその解決策について

(7) まとめ（各グループのワークシートから）

3つのグループから、多彩な意見が出されました。

内容としては、少子高齢化と人口減少が影響して派生する課題が多くなっています。

具体的には、人手不足から地域コミュニティの存続とともに、町内の催しや集まりが難しくなっていること、空き家の増加が目立つこと、遊休農地が増加していること、高齢者の買い物や通院等の足が確保しづらいことなどとともに、組を抜ける人があることなども挙げられています。

これらにどう対応していくのかについては、地域福祉の充実で対応する面とともに、地方創生による地域活性化も必要であると考えられます。

各グループの検討内容を以下に一覧で付します。

【①グループ】

地区の課題・困りごと	解決策	地域や自分でできること
・働き手不足 ・Drの高齢化 ・役員のなり手がいない ・町内に若者が少なくボランティア不足 ・若手の参加が少ない ・町内会の仕事もすべてなくなっている。 ・高齢化が進み地域のイベントが盛り上がらない。 ・地域での集まりに参加が少ない。 ・空き家が増えてコミュニティが成り立たなくなる時が近づいている。 ・高齢化が進んで家から出てこない方が多くなっている。 ・いのししの被害がはげしい。 ・持主がいるが近くにいないくて田・畑が荒れ放題 ・個人商店が減った ・地域によって子どもの人数比率がかたよっている ・発災時の避難 ・災害時の避難場所がない。 ・南海トラフ対応（セルターが無い） ・自主防災づくりがなかなか進まない。 ・高齢者の移動手段が限られる ・交通（JR）町内にバスが少な過ぎ ・公共交通の維持が問題	・防災の構語や実体験の機会を増やす。 ・防災 避難道の整備（セルター設置） ・個別避難訓練の実施 ・防犯システムの強化 ・郷土愛を育てる。 ・地区のイベントに近所できそい合う。（平時より近所付き合いをしておく） ・地区ネットワーク（コミュニティ組織） ・コンパクトシティ化 ・観光スポットの充実 ・地域経済の活性化 ・お金（お金を〇で囲んである） ・リーダーをお金を使ってつれてくる ・行政の柔軟な対応 ・先進地区の視察 ・移住促進と定住支援 ・行政による空き家除法を積極的に進める ・地域コミュニティの強化 ・土地の線引きの検討 ・インフラ整備と交通アクセスの向上 ・寄島・鴨方間の定期バス運行を実施 ・自動運転の普及 ・ふれあい号の便を増やす	・見守り 声かけ ・資金 クラウドファンディング ・地域防災確立 ・避難道（タテ道確保） ・コミュニティ利用を考える。 ・地域活動への参加 ・選挙に行く ・声をあげる ・PR 活動 ・地域活動に参加する。 ・地域の方が参加できる事をする。 ・自分の身は自分で守る ・情報の効果的な伝達 ・車に乗せてあげる ・宝くじに当たったら5億寄付する ・日々仕事をガンバル ・移住先からふるさと納税をする。 ・出た意見をAIにまとめてもらう

【②グループ】

地区の課題・困りごと	解決策	地域や自分でできること
・町内会に入っていない世帯 ・町内会に入っていない若者 ・町内会から途中で抜けていく（勝手に!!） ・町内会の行事は高齢者ばかり世代交代しない ・町内会の活動に高齢で参加できない ・交通の足がふれあい号!! 自転車の人が増加 大変危ない運転増 ・スーパーが近くになく行きにくい ・高齢の移動（車）ない ・入院施設が少ない ・草刈（畑、田など） ・イノシシ等の畑の害 ・田んぼ 畑が放置 ・犬のフンがそのまま 近所の人には袋持ってます ・ドッグラン・ドッグカフェがない ・集まりの場がない ・フリースクールがない ・身体障害者専用の駐車場に資格の無い人が駐車している ・助けて!! 言えない ・30代 若者の独身 ・核家族 子育てのサポーターがない ・未婚 シングル ・一人暮らしのシニア世帯 ・外国の方 ・多様なライフスタイル ・サードプレイスがない ・遊ぶところがない! ・障害をもっていて、働く場所ない ・地域からのサポート ・放課後 小学生以上の児童の	・町内会に入るかどうかの選択ができるから「入らない」 ・町内会＝めんどくさいのイメージを払拭する ・町内会の役職をなくしてみる ・災害対策として知り合っておくことは大事 ・脱退したいと申し出た人へのサポート ・大谷地区の現状 高齢者の多い組合を若い組合が手伝っている（大事にされているから） ・金光町の現状 大役が終わったら脱退している ・寄島の現状 町内会の入会率が高い・転入者が少ない	・シニアボランティア ヨガ教室 ・サードプレイス開店 ・地域食堂 ・いばけんとしての活動 ・保護者の支援・相談・市民講座 ・遊ぶ場所づくり ・課題を知ってもらう（多くの人に） ・家の前の草刈 ・あいさつ 笑顔 ・自分の元気を維持 ・小学校 中学校ボランティア ・小学生に朝 おはよう 昼 お帰りあいさつ ・下校時間の散歩 ・主人が犬の散歩コースの草刈 ・近所の草刈り ・行事の継続 ・お互い様 ・助け合い

地区の課題・困りごと	解決策	地域や自分でできること
- 居場所がない ・子どもがいない 小学生が1人になる ・学童の不足 ・保育士不足 一時預かりが利用しづらい ・不登校児童の選択肢が少ない ・発達障害に関するコーディネーターが不在 ・後継者がいない ・空き家の増加 約 30%以上		

[③グループ]

地区の課題・困りごと	解決策	地域や自分でできること
・空き家が多い。 ・草刈りができていない ・耕作放棄地が多い ・地域力の低下 (担い手不足) ・子育て世代～高齢 助け合いのシステム・・・?需要と供給 ・隣り近所の情報が入らない (家にこもっている人が多い) ・引きこもりの方へのサポートがない ・地域の高齢化が進み、町内の活躍が停滞している。 ・集まりが減っている ・地区の行事が出来ない ・独居の人が増加 ・高齢化が進んでいる ・地域の各団体の高齢化 ・交通手段がない ・車が乗れない方が多くなり足に困る。 ・独居老人と住民とのつながりの確保 ・買物難民が増えている ・子どもの数が少ない ・少子化→地区によりアンバランス	・空き家を行政で集中管理して、若い人の移住を促進する。 ・移住の促進 ・空き家所有者 (名義人) への連絡 (保全の依頼) ・子育て予算を増やして、効率的運用する ・市の協力・共助が必要 ・凸凹道路整備の予算 (車イスも通れるように) ・福祉バス 便数を増やす ・インフラの充実 ・寄島の場合 高校生の下校のバスがない ・子どもから高齢者が集まれるコミュニティ ・市又は保健所で野良猫の引取りや処分を ・発達コーディネーターの役割の人が必要 ・別室登校の部屋について、色々な人に知ってもらう ・教育委員会 学校との協力	・地区でサロン等集まる場所を作る ・行事の主催 (サロン) ・子ども会 OB・OG を巻き込んだ活動の活性化 ・子ども会活動を通じた親同士の交流の促進 ・行政へ取次 ・声かけをする ・あいさつ運動の実践 ・近所の年寄りに積極的に声をかける。 ・小・中学校登下校時の大人からの声かけ (あいさつだけ) ・親の会 月1回を (細長く) 継続していく。 ・色々な場所で発信していく・不登校・発達障害・障害について ・情報共有の場へ積極的に参加する。 ・空き家の有効利用

地区の課題・困りごと	解決策	地域や自分でできること
ス ・地区内の子供が少なくなっている。 ・子ども会の存続 地の人 団地の人 ・野良猫が増えている ・若い家族が少ない ・町内会（自治会）の弱体化 ・組を抜ける個人の人が増えている ・地域のサブの（小さい）道路の でこぼこで（自転車など）困る ・左折-右折のウィンカーをつけない車の運転 ・不登校児の居場所がない ・発達障害への理解 ・就学している子たちの過ごす場所	・交通安全教室 ・組合組織の見直し ・時代に合った地域の組織化	

5 現行計画の点検

(1) 点検の方法

この点検は、「浅口市地域福祉計画」を改訂（期間：2025年～2030年の6か年）するための基礎資料とするために、現行の「浅口市地域福祉計画」の基本目標ごと、それぞれに位置付けられている施策ごとに、「計画期間における達成状況」、「達成度」、「残された課題」、「施策の方向」、「今後の取組」について、評価基準日を令和6年度終了時点（令和7年3月31日）として、自己評価を行ったものです。

●基本目標

基本目標1	「支えあいのまち」づくり
基本目標2	「人に優しいまち」づくり
基本目標3	「安心のまち」づくり

●評価の基準

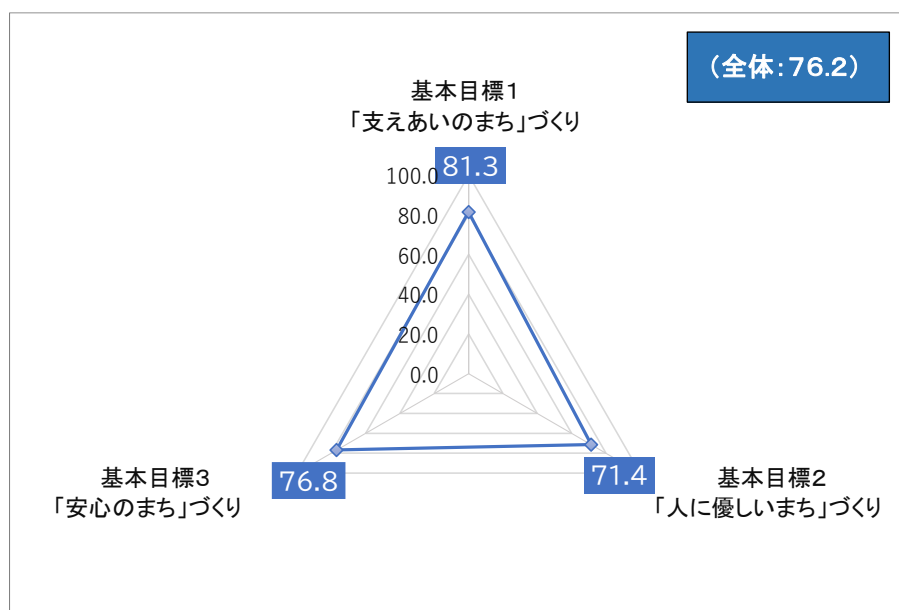
達成度	評価内容	達成状況
A	地域福祉計画に掲げた施策を達成した。 （ほぼ100%実施した）	80～100%
B	地域福祉計画に掲げた施策を概ね達成した。 （80%程度実施した）	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	20%未満

(2) 全体の点検結果

先述の評価の基準で、主な施策ごとの採点（A：100、B：80、C：60、D：40、E：20 に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は 76.2 点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標1 「支えあいのまち」づくり」が 81.3、「基本目標2 「人に優しいまち」づくり」が 71.4、「基本目標3 「安心のまち」づくり」が 76.8 となっています。

●基本目標ごとの評価点



※点数化については、結果をわかりやすくするための便宜的なものであり、絶対的なものではありません。

施策の課題と方向性により、次期計画策定の検討事項としていきます。

(3) 今後の方向

基本目標ごとの今後の方向では、「拡充」が 20、「維持」が 63、「効率化・統合」が0、「休・廃止」が1となっています。

●施策ごとの方向

施策の方向		「拡充」	「維持」	「効率化・統合」	「休・廃止」	計
基本目標						
基本目標1	「支えあいのまち」づくり	8	21	0	1	30
基本目標2	「人に優しいまち」づくり	8	27	0	0	35
基本目標3	「安心のまち」づくり	4	15	0	0	19
計		20	63	0	1	84

6 社会福祉法

社会福祉法(抜粋)

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法の一部改正(平成30年4月1日施行)の概要

Ⅰ 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定(第4条関係)

○地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

○地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第106条の3関係）

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実（第107条関係）

○市町村が地域福祉計画の策定の努力義務化

○計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること

○高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載すること

※福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

7 浅口市地域福祉計画策定委員会条例

○浅口市地域福祉計画策定委員会条例

平成 28 年3月 24 日

条例第3号

(趣旨)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき浅口市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、浅口市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定等に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

8 浅口市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

委員氏名	所 属	選出区分
佐藤 巖(副委員長)	浅口市民生委員児童委員協議会	地域関係
谷本 章子	浅口市愛育委員会	地域関係
柏原 淳	浅口市コミュニティ推進協議会	地域関係
川上 正記	浅口商工会	企業関係
山内 悦子	浅口市ボランティア連絡協議会	ボランティア関係
山本 武司	浅口市老人クラブ連合会	高齢者関係
池之上 章	NPO 法人 岡山県介護支援専門員 協会 浅口支部	高齢者関係
井上 公宏	浅口市身体障害者福祉協会	障がい者関係
佐藤 和喜雄	NPO 法人福祉会 菩提樹	障がい者関係
石田 満彦	浅口公立幼稚園・こども園 教育研究会	子ども関係
吉田 真章	浅口・里庄PTA連合会	子ども関係
増成 充	社会福祉法人 浅口市社会福祉協議会	地域関係
沖原 有美(委員長)	浅口市議会 民生常任委員会	議会関係
佐藤 賢次	浅口市教育委員会 教育委員	青少年・子ども 関係
斎藤 奈津恵	生活支援コーディネーター	生活支援関係

※敬称略、順不同

第 2 期浅口市地域福祉計画

発行年月：令和7年3月

浅口市 健康福祉部 社会福祉課

〒719-0243 岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244-26

電話：0865-44-7007 FAX：0865-44-7110